

# 会報

## VOL. 55

### 2026年 新春号

癒しの県 和歌山



くまのうぐいす

### 【熊野鶯の森】

2025年12月4日撮影

和歌山県が企業や団体の協力を得て県内の森林保全活動を行う「企業の森」事業で、当協会が取り組むことになりました。すさみ町の0.86haの山林を「熊野鶯の森」と名付け、県・すさみ町・協会の3者で、「森林保全・管理協定」を結び、ウバメガシ、桜、楓などの苗木2580本を植樹し、2024年8月からの10年間で新たな森林を創る事業です。

# じゅんかん わかやま



一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 1. ごあいさつ                                     |    |
| ① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長 須磨 徳裕                 | 2  |
| ② 和歌山県知事 宮崎 泉                                | 3  |
| ③ 和歌山市長 尾花 正啓                                | 4  |
| ④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長 川本 恭資                  | 5  |
| 2. 行政ニュース                                    |    |
| ① 低濃度PCB廃棄物の処理期限が迫っています                      | 6  |
| ② 食品ロス削減に関する県の取り組みについて                       | 7  |
| ③ 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介                | 10 |
| ④ アスベストの事前調査における資格の義務化について                   | 12 |
| ⑤ フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法です                  | 15 |
| ⑥ 土壌汚染対策法について                                | 20 |
| ⑦ 人権チェックリスト                                  | 24 |
| ⑧ 「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結して人権尊重への活動を一緒に進めませんか！ | 25 |
| ⑨ 使用済みリチウムイオン電池は分別して適切に排出してください              | 26 |
| 3. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理事会                     |    |
| 令和7年度第2回・第3回理事会                              | 28 |
| 4. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動                      |    |
| ① 「安全宣言書」の作成と掲示にご協力をお願いします                   | 29 |
| ② 令和7年度支部研修会【継続学習制度(CPDS)講習会認定】              | 32 |
| ③ 令和7年度産業廃棄物処理現場担当者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】   | 33 |
| ④ 第30回クリーンアップキャンペーン                          | 34 |
| ⑤ 和歌山県立産業技術専門学院を視察                           | 35 |
| ⑥ 退職自衛官への求人登録                                | 35 |
| ⑦ 和歌山県人権尊重の社会づくり協定の締結                        | 35 |
| ⑧ 不法投棄防止巡回パトロール                              | 36 |
| ⑨ 第11回親睦チャリティーゴルフコンペ                         | 39 |
| ⑩ 「古座川町」に車いすを寄贈                              | 39 |
| ⑪ 令和7年度安全衛生推進研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】         | 40 |
| 5. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会青年部会活動                  |    |
| ① 会議報告                                       | 41 |
| ② 全国産業資源循環連合会青年部協議会                          | 41 |
| ③ 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック                    | 41 |
| ④ 青年部会活動について                                 | 42 |
| 6. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係                       |    |
| ① 会議報告                                       | 44 |
| ② 全国産業資源循環連合会政治連盟                            | 45 |
| ③ 近畿地域協議会                                    | 45 |
| 7. 会員ニュース                                    |    |
| ① 令和7年度「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」受賞について           | 46 |
| ② 令和7年度「中央労働災害防止協会緑十字賞」受賞について                | 47 |
| ③ 令和7年「和歌山県知事表彰」受賞について                       | 48 |
| ④ 県内初「特定技能」の資格を持つ外国人ドライバーを採用しました             | 49 |
| 8. 事務局だより                                    |    |
| ① 災害廃棄物処理に対する取り組み                            | 50 |
| ② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会                      | 54 |
| ③ 電子マニフェスト処分業者向け項目追加説明会                      | 54 |
| ④ 許可期限のお知らせ                                  | 55 |
| ⑤ 新入会員の紹介                                    | 56 |
| ⑥ 協会への入会の勧誘                                  | 59 |
| ⑦ 建設業の経営事項審査の加点対象について                        | 60 |
| ⑧ 全産連和歌山県地区政治連盟への加入のお願い                      | 61 |
| ⑨ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について                       | 62 |
| ⑩ 協会ホームページ掲載情報                               | 64 |
| 9. 情報コーナー                                    |    |
| ① 公益社団法人全国産業資源循環連合会からのお知らせ                   | 67 |
| 10. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和7年主要事業・行事           | 69 |

# 新年のご挨拶

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨 徳裕



新年おめでとうございます。

皆様におかれましては健やかで清々しい新年をお迎えのことと存じます。

また、平素は（一社）和歌山県産業資源循環協会に多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

昨年は、4月からの半年間『EXPO2025大阪関西万博』が開催されました。日本国内を始め外国からも多くの一般入場者が訪れ、想定の2820万には届きませんでした。公式キャラクター『ミャクミャク』人気もあり経済効果は事前予想を上回る3兆円超と言われ活気ある中での閉会となりました。政権では、高市早苗衆議院議員が第104代内閣総理大臣、第29代自由民主党総裁に日本史上初の女性として就任されました。国民は、社会情勢の急激な変化や物価高に直面し日々の生活はもとより将来における生活不安を抱いており、2025流行語大賞にも選ばれた『働いて働いて働いて働いて働いて働いてまいります』の意気込みのもと、未来に向けた活力ある明るい日本を取り戻して頂けることをご期待しております。

さて、私たち産業廃棄物業界においては、リサイクル事業等の高度化の促進を図る「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が令和7年11月21日に全面施行され、静脈産業である我々業界が動脈産業とどのように連携し関わっていくかが大きな課題となっておりますが、サーキュラーエコノミー（循環経済）の加速化が国家重点戦略とされている中で避けては通れない問題であり、廃棄の無い地球に優しい社会づくりを目指し、業界の本質である循環型社会の形成、廃棄物の適正処理に邁進する所存でございます。

また、和歌山県におかれましては、循環型社会の推進を図る『第6次和歌山県廃棄物処理計画』（令和8年度～令和12年度）策定に向けた協議を行っており、私も委員として参加させていただき県や市町村と連携することの必要性を再考し、和歌山県をはじめ各市町村との『日頃から顔の見える』良い関係を築いてまいりたいと思っておりますので、私たち協会に今まで以上のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、私をはじめ役員一同、微力ではございますが、（一社）和歌山県産業資源循環協会が社会生活の中で役立つ協会となれるよう尽力してまいりますので、協会の取り組みへのご参加、ご理解とご協力、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様のご健康とご多幸、さらなる躍進を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶

和歌山県知事 宮崎 泉



あけましておめでとうございます。

謹んで県民の皆様には新春のお慶びを申し上げます。

昨年6月に知事に就任して半年余りが経過しました。この間、現場に出向くことを大切にし、県内の企業や農林水産業等を訪ね、また、タウンミーティングを開催するなど、県民の皆様のお声を聞かせていただくことに努めてきました。本県が抱えるたくさんの課題に1つ1つ取り組んでいくために、今後もこの姿勢にこだわって、県民の皆様方の御意見を聞いて県政を進めてまいります。引き続き御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、本県の魅力を発信できる明るいニュースや出来事がありました。大阪・関西万博では、岸本前知事が掲げられた「県民総参加の万博にしたい」との思いを引継ぎ、催事での出演や万博参加支援事業でのこども達の参加など、多くの方々に参加いただきました。その結果、関西パビリオンの和歌山ゾーンでは目標とした30万人を超える約47万人の皆様にお来場いただきました。和歌山の素晴らしい魅力を、国内はもとより世界に発信できたと思います。

昨年8月には「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」が世界農業遺産に認定されました。また、「みなべ・田辺の梅システム」が認定されて10年目の記念式典も開催されました。本県を代表する農産物である「うめ」と「みかん」の栽培技術や歴史・文化が世界に認められたことは大変喜ばしいことです。今後も産地と一体となってブランド力の向上と関係人口の増加につなげていきます。

今年は、新しい総合計画のもとで県政を進めていく初年となります。策定にあたっては、「県民総参加プログラム」を導入し、1,000人を超える県民の方から御意見やアイデアを頂戴しました。御協力を賜りました皆様へ感謝申し上げます。この計画で展望する2040年に実現したい将来像は、「人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かな和歌山」、そして「個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山」です。これらの将来像の実現に向けて、「海外の活力を取り込む」、「人への投資を強化する」、「産業の創造力と生産性を高める」、「つながりを広げて、暮らしを守る」、「誰にでも居場所がある社会をつくる」、「安全な社会基盤を築き、さまざまな脅威から命を守る」の6つの政策を柱として、県民の皆様が将来に向かって、安心し、希望をもって暮らしていけるよう、実施計画に基づき、地に足をつけて、施策を着実に進めてまいります。

11月には、第49回全国育樹祭を開催します。田辺市新庄総合公園で行われるお手入れ行事では、2011年に開催した第62回全国植樹祭で、天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木を皇族殿下がお手入れされます。継続して森を守り育てることの大切さを全国に発信するとともに、和歌山らしさが溢れる大会となるよう準備を進めていきます。

最後に、新しい年が県民の皆様にとって輝かしい年となりますことをお祈り申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

# 新年のご挨拶

和歌山市長 尾花 正啓



あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健やかに新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

平素、貴協会の皆様には、市民生活と地域環境を支える産業廃棄物処理事業にご尽力いただき、本市の廃棄物行政の推進に多大なご理解とご協力を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

毎年、各種講習会の開催、不法投棄防止巡回パトロール、浜の宮ビーチにおけるクリーンアップキャンペーン等に取り組んでいただいていることに併せて感謝申し上げます。

さて、昨年、本市は和歌山城やけやき大通り沿いを中心として、夏には第57回紀州おどり「ぶんだら節」を開催し、前日には初の試みとして「輪踊り」前夜祭も開催したことにより、さらなる盛り上がりを見せました。秋には、毎年恒例のジャズマラソンに加え、けやきスペシャルパレードを開催し、学生たちのマーチングバンドや東京ディズニーリゾート@スペシャルパレードにより、夢や笑顔を届けました。さらに「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」開催が追い風となり、市内への宿泊客数や和歌山城の登閣者数の増加へとつながり、本年におきましても、多種多様なイベント等を通じ、人の交流を活発化させ、本市を活気のあふれるまちにしていきたいと考えています。

廃棄物の減量施策として、市民の皆様がリユースを身近に実践いただけるよう、「おいくら」と「ジモティー」の運営事業者2者と連携協定を締結し、物を繰り返し利用することで廃棄物の発生そのものを減らす効果、資源の有効活用やCO<sub>2</sub>排出削減にもつながるものと考えています。

一人一人が廃棄物の減量や再資源化への意識を高めていくことは、SDGsの目標の一つである「つくる責任・つかう責任」の実現に直結するものであり、重要な取組であると認識しております。

本市としましても、廃棄物の適正処理の徹底と安全確保を最優先に据え、循環型社会の形成を一層進めるとともに、脱炭素社会に向けた環境にやさしいまちづくりを構築してまいります。

貴協会の皆様と共に、市民や事業者の皆様から信頼される廃棄物処理体制の構築をさらに推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様のご発展と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶

和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 川本 恭資



新年あけましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様方におかれましては、清々しい新年を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

また皆様方には、平素より産業廃棄物の適正処理の推進に努められるとともに、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに、改めて心から敬意を表する次第です。

和歌山県警察では、令和7年10月末現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件で64件、61人（前年同期比+13件、同+7人）を検挙しています。

当県内において、廃棄物事犯の検挙件数は増加傾向にあり、全国的にも依然として人目に付かない山中に産業廃棄物を大量に投棄する等の大規模で悪質・巧みな廃棄物事犯が多数発生しています。

また県内における検挙事件の内訳を詳しく見ていきますと、一般廃棄物の不法投棄及び不法焼却等の事件が54件50人の検挙であるのに対し、産業廃棄物の不法投棄及び不法焼却等の事件は10件11人の検挙であり、廃棄物事犯全体の約16%を産業廃棄物事犯が占めていることとなります。

もちろん規模の大小にかかわらず、不法投棄や不法焼却をはじめとする各種環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊し取り返しのつかないダメージを与えると同時に、県民の生活や健康にまで多大な影響を及ぼすものですから、未然防止はもちろん、発生してしまった事犯の早期把握、早期検挙による被害の拡大防止が極めて重要です。

当県警では平成13年以降、環境機動捜査隊（通称「エコポリス」）と環境保全対策推進班から構成される、和歌山県警察環境保全対策推進本部を警察本部に設置しています。

このうちエコポリスは主として環境犯罪の取締りを、環境保全対策推進班は主に環境犯罪情報の収集や分析、県下74名の方に委嘱している民間ボランティア「紀の国環境モニター」との連絡調整等をその任務としており、県警ではこれら二班を和歌山県警環境犯罪対策の両輪と定め、各種環境犯罪の検挙や活発な啓発活動等を行っています。

本年も、引き続き和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るために、貴協会をはじめとした関係機関との連携を図りながら、各種取締りを強化し、効果的な広報・啓発活動を推進してまいりますので、変わらぬご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年は<sup>うま</sup>午ですが、「<sup>うま</sup>午」は、「物事がうまくいく」「幸運が駆け込んでくる」といった縁起の良い意味を持ち、活力や躍動感、力強さ、健康、豊かさの象徴でもあります。

貴協会につきましても、「<sup>うま</sup>午」のような益々のご発展、ご活躍と会員の皆様のご健勝を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 2 行政ニュース

### 2-① 低濃度PCB廃棄物の処理期限が迫っています

和歌山県循環型社会推進課

低濃度PCB廃棄物は、PCB特別措置法に基づき、処理期限（令和9年3月31日）までに特別産業廃棄物処分業者又は無害化認定事業者に委託して処分することが義務づけられています。

- 工場・ビル・事務所等をお持ちの方は、PCB廃棄物を取り残されていないか確認してください。
- 電気主任技術者の方は、保安・監督を依頼されている機器にPCBが含まれていないか確認してください。また、設置者に対して低濃度PCB廃棄物の処理期限について案内をお願いします。
- 解体や改修等の工事業者的方は、建物にPCB廃棄物が残されていないか事前確認をお願いします。

※PCB等の残留性有機汚染物質については、ストックホルム条約により世界的な廃絶が進められていることから、使用中の機器についても早期の計画的な処理をお願いします。

#### 1 現在は製造・輸入ともに禁止

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



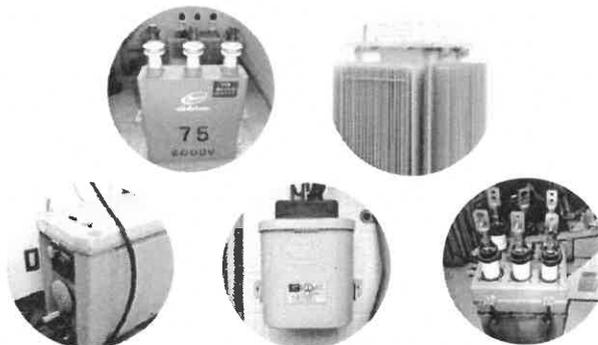
#### 2 人体に悪影響がでる可能性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。症状は、吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。

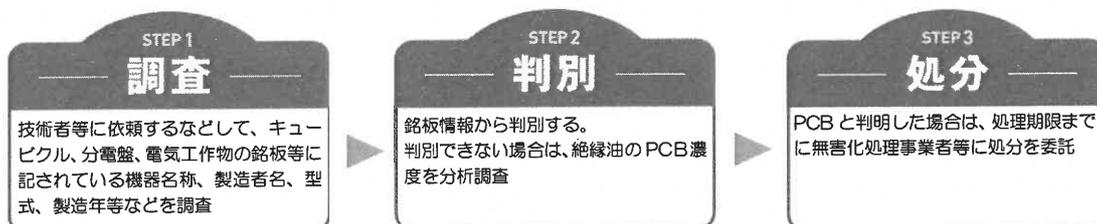


#### 3 意外なところに隠れている

計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルなどにも含まれている可能性があります。



#### 4 処分までの流れ



## 2-② 食品ロス削減に関する県の取り組みについて

和歌山県循環型社会推進課

本来食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスは、食品がごみとして処分される際だけではなく、食品の生産や輸送の際にも大きな環境負荷を生じさせています。食品ロスの削減は、食品の生産、加工から消費、廃棄に伴う資源とエネルギーの削減につながり、脱炭素社会の実現にも寄与します。

国内では年間 464 万トン（令和 5 年度推計値）の食品が発生しており、内訳は家庭から発生する食品ロスが 233 万トン、事業活動に伴い発生する食品ロスが 231 万トンです。国民一人当たりで換算すると、おにぎり 1 個分の量の食品を毎日廃棄していることとなります。

県では、出前講座やラジオ、SNS 等による啓発や、講演会等を開催しています。また、未利用食品の有効活用と食品ロスへの関心を高めることを目的に、食品ロス削減月間の 10 月にフードドライブを実施しました。

さらに、食品ロスの削減に取り組む事業者を「食品ロス削減協力事業者」として登録し、ホームページでその取組を周知しています。

### ・フードドライブの実施について

(実施結果)

| 実施期間                             | 場 所          | 対象者         | 重量 (数量)             | 提供先   |
|----------------------------------|--------------|-------------|---------------------|-------|
| R 7 年 10 月 14 日 (火)<br>～21 日 (火) | 本庁<br>各県立保健所 | 県職員<br>地域住民 | 106.84kg<br>(556 点) | こども食堂 |

(フードドライブ用物品の貸出)

県ではフードドライブに必要な物品（のぼり、食品回収用コンテナ等）の貸出を行っています。詳細は循環型社会推進課のホームページをご覧ください。



### ・プラごみ・食ロス削減事業者登録制度（次のページのチラシをご覧ください）

食品ロス削減及びプラスチックごみ削減のための取組を実践する事業所・団体を登録し、ホームページでご紹介しています。登録いただくと登録証とステッカーを交付します。



制度詳細については循環型社会推進課のホームページをご覧ください。



### ・出前講座

食品ロス削減をテーマとした出前講座を実施しています。職場内の研修等にご利用ください。

# プラスチックごみ削減、食品ロス削減に取り組む事業所や団体を登録します

## 登録対象

和歌山県内で事業活動を行っている事業所、団体等のうち、「取組項目」の中から、1つ以上を実践する事業所等

### <プラスチックごみ削減の取組項目>

#### プラスチック製品の削減

(例)

##### 事業所等での取組

- レジ袋の削減
- プラスチック製ストロー等の無償提供見直し
- 詰め替え商品の製造、販売
- 簡易包装による販売 など



##### 従業員個人の取組

- マイボトル、マイバッグの使用 など



#### プラスチックリサイクルの推進

(例)

- プラスチックごみの分別と適正処理
- 再生プラスチック製品の活用
- ペットボトル、食品トレー等の店頭回収 など



#### 代替素材の活用

(例)

- 代替素材(バイオプラスチック、紙等)を使用した製品の製造、販売、使用 など



#### その他の取組

(例)

- 地域の清掃活動に参加する
- プラスチックごみ削減に関する普及啓発(職場研修を含む) など



### <食品ロス削減の取組項目>

#### 食品ロスにしない製造の工夫

(例)

- 食材の廃棄を減らすための製造工程の見直し
- 加工の工夫による食品ロスの削減
- 容器包装の工夫による賞味期限の延長
- 賞味期限の年月表示化 など

#### 商慣習の見直し

(例)

- 納品期限の緩和 ●販売期限の見直し など



#### 飲食店等での食べきりの工夫

(例)

- 小盛メニュー、ハーフサイズメニューなどの量の調整
- 持ち帰りへの対応
- 食べきりを推進するポスターの掲示 など



#### 食品ロスにしない販売等の推進

(例)

- 小分け販売やばら売り ●季節商品の予約販売
- 売りきりの工夫(閉店間際の割引販売等) など

20% OFF  
半額

#### フードバンク活動への協力

(例)

- 余剰食品のフードバンクへの寄附 ●フードドライブの実施 など



#### 食品廃棄物のリサイクル

(例)

- 食べ残しや調理くずのたい肥化 ●バイオマス発電 など



#### その他の取組

(例)

- 規格外食材等の活用 など



申請・問合せ先

## 和歌山県 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1  
TEL: 073-441-2675 FAX: 073-441-2685

E-mail: e0318001@pref.wakayama.lg.jp  
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html

リサイクル適性(A)  
この包装物は、印刷物の裏へリサイクルできます。

この印刷物は地球環境に優しいVEGETABLE INKを使用しています。

## 登録方法

- 1 県ホームページから様式をダウンロード、記入してください。
- 2 県庁循環型社会推進課に提出してください(メール、郵送、FAX)。

実施要領・  
登録様式は  
こちらから



※下欄に直接記入していただくこともできます。

## 登録すると

- 1 和歌山県ホームページ等で紹介します。
- 2 登録証及びステッカーを交付します。



ステッカーイメージ



## 登録申請書

申請日 年 月 日

所在地

事業所  
団体名

代表者  
氏名

取組内容のHP掲載

- 希望する ※県HPからリンクします。  
事業所・団体HPのURL ( )
- 希望しない

メールアドレス

### プラスチックごみ削減の取組

該当する取組項目に○をつけて、具体的な取組内容を記入してください。

- ① プラスチック製品の削減 ( )
- ② プラスチックリサイクルの推進 ( )
- ③ 代替素材の活用 ( )
- ④ その他の取組 ( )

### 食品ロス削減の取組

該当する取組項目に○をつけて、具体的な取組内容を記入してください。

- ① 食品ロスにしない製造の工夫 ( )
- ② 商慣習の見直し ( )
- ③ 飲食店等での食べきりの工夫 ( )
- ④ 食品ロスにしない販売等の推進 ( )
- ⑤ フードバンク活動への協力 ( )
- ⑥ 食品廃棄物のリサイクル ( )
- ⑦ その他の取組 ( )

遵守事項 (下記項目を確認の上、チェックを入れてください)

- 当申請者又はその役員は、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。また、これらと密接な関係を有していません。

申請  
問合せ先

## 和歌山県 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1  
TEL: 073-441-2675 FAX: 073-441-2685

E-mail: e0318001@pref.wakayama.lg.jp  
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html

## 2-③ 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介

和歌山県循環型社会推進課

令和2年10月に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を完全施行したことにより、県では令和3年度から毎年10月の1か月間を強化月間と位置づけ、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をスローガンとして、様々な取組を行っています。

この期間中、県では県民の皆様や県産業資源循環協会、企業団体、関係自治体、関係機関と連携して積極的な取組を実施するとともに、県民の皆様に対してより一層の環境保全に対する意識の向上をお願いすることにより、ごみの散乱防止に努めています。

特に県産業資源循環協会の皆様には、県内各地の巡回パトロールや清掃活動で不法投棄廃棄物の撤去等により、環境保全への多大な御協力をいただきました。

県では期間中はもちろんのこと、年間を通して監視指導の強化、撤去清掃活動、啓発活動の三つを柱とし、次のような活動を実施しました。

### 1 監視指導の強化

#### (1) 通報協力依頼

協力団体、テレビ、ラジオ放送を通じて不法投棄通報の呼びかけ  
循環型社会推進課ホームページへの掲載

#### (2) 主な監視パトロール

環境監視員、職員によるごみ散乱多発場所における重点パトロール

保健所と管内市町村、警察署との合同監視パトロール

海上保安庁との合同海上パトロール **写真①**

労働基準監督署、保健所との合同による解体工事現場立入検査 **写真②**

#### (3) 監視カメラによる監視強化

県で180台以上の監視カメラを運用 **写真③**

不法投棄多発箇所を複数のカメラで監視する「エリア監視」を実施

### 2 主な撤去清掃活動

わかやまごみゼロ活動応援制度登録団体による清掃活動

県産業資源循環協会との合同による、和歌山市内一円不法投棄防止巡回パトロール

(10月9日実施)

県産業資源循環協会との合同による、かつらぎ町周辺不法投棄防止巡回パトロール

(10月16日実施) **写真④**

県産業資源循環協会との合同による、田辺市周辺不法投棄防止巡回パトロール

(10月23日実施)

### 3 主な啓発活動

県民への啓発を目的とした啓発ポスター、啓発チラシの作成及び関係機関への掲示  
依頼

県税事務所・警察署との合同路上啓発活動（軽油抜取路上検査時に実施） **写真⑤**

テレビ、ラジオ、ホームページを通じての啓発活動

県管理道路に設置されている電光掲示板による周知 **写真⑥**

広報車による啓発活動

このように県では、陸上でのごみの散乱を防止し、海洋ごみ問題の解決、また県民の皆様にとって健康で文化的な生活の構築に向けた取組を引き続き行っていきますので、今後とも会員の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

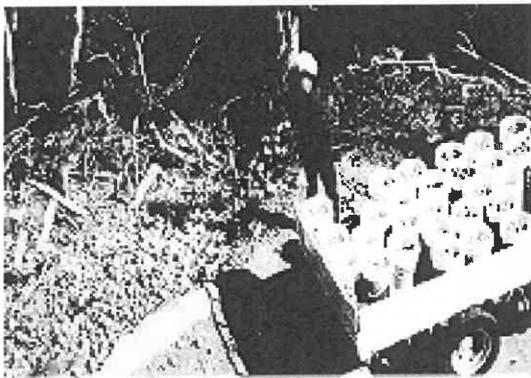
写真①



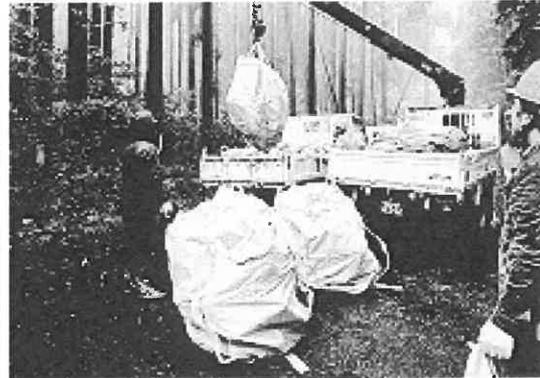
写真②



写真③（監視カメラが撮影した画像）



写真④



写真⑤



写真⑥



## 2-④ アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

### ◆ アスベストとは

アスベスト（石綿）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物で、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では、現在、製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

### ◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物等の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事はシステムによる結果報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金が科せられます。

### ◆ 資格者による事前調査が義務化されました

建築物の解体・改修工事に加えて、令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体・改修工事も、資格者による事前調査が義務付けられました（別添チラシ参照）。

建築物・工作物の解体・改修時には資格者による事前調査の徹底をお願いします。

### ◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体・改修する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

アスベスト含有吹付け材、保温材・断熱材・耐火被覆材を除去する場合は、県又は和歌山市への事前届出が必要です。

一部の工作物の  
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も  
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブル も

焼却設備 も

工業炉 も

発電設備 も  
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクル も

貯蔵設備 も

配管設備 も  
(高圧配管・下水管含む)

反応槽 も  
(オートクレーブ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査・義務化スタート!!

# 工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、  
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



(R7.7)

# 無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

| 区分                             | 対象工作物   | 事前調査の資格   |
|--------------------------------|---|---|
| 特定工作物<br>(厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物) | ① 反応槽<br>② 加熱炉<br>③ ボイラー及び圧力容器<br>④ 焼却設備<br>⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)<br>⑥ 配電設備<br>⑦ 変電設備<br>⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。)<br>⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)<br>⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。) | <b>工作物石綿事前調査者のみ!!</b>   |
|                                | ⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)<br>⑫ トンネルの天井板<br>⑬ プラットホームの上家<br>⑭ 遮音壁<br>⑮ 軽量盛土保護パネル<br>⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板<br>⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)  |   |
| 特定工作物以外の工作物                    | 上記 (①～⑰) 以外の工作物<br>(※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。   | 下記のいずれか<br>・ 工作物石綿事前調査者<br>・ 一般建築物石綿含有建材調査者<br>・ 特定建築物石綿含有建材調査者<br>・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 |

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査 (事前調査) しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



## 建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、  
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

**Point 1** 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

**Point 2** 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等<sup>※</sup>であっても、  
事前調査結果の報告が必要！ ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

**Point 3** 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

### 事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

| 報告対象の工事                     |       |                      |
|-----------------------------|-------|----------------------|
| 工事対象                        | 工事の種類 | 対象となる工事              |
| 建築物 <sup>※1</sup>           | 解体    | 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事 |
|                             | 改修    | 請負金額100万円以上の工事 (税込)  |
| 特定工作物 <sup>※1</sup>         | 解体・改修 | 請負金額100万円以上の工事 (税込)  |
| 船舶 (鋼製のものに限り) <sup>※2</sup> | 解体・改修 | 総トン数が20トン以上の工事       |

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上 (税込) であれば報告対象  
※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は  
石綿事前調査結果報告システムから  
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

**石綿調査 報告 検索**

## 2-⑤ フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法です ～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

和歌山県環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

### 【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

### 【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

### 罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課  
電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

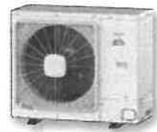
フロン排出抑制法の改正により

2020年  
4月施行

# 建物解体時の 規制が強化されました。

## フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



店舖用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース

など

## 建設・解体業者

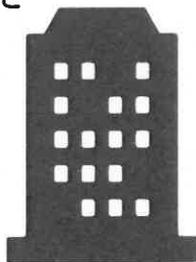
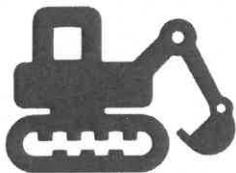
### やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

## 工事の発注者



### 改正点

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

## 廃棄物・ リサイクル業者



### 改正点

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者\*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。  
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



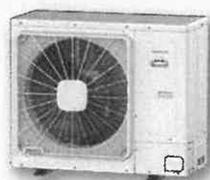
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により  
フロン類の回収が確認できない機器の  
**引取りは禁止されました。**

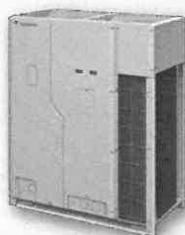
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

### 対象となる機器

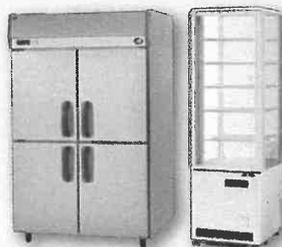
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



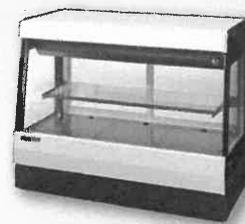
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

### 対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



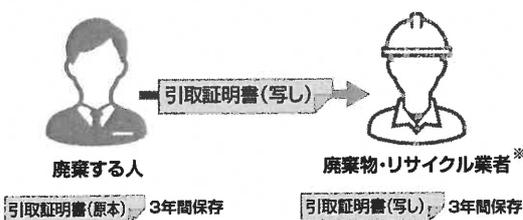
室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

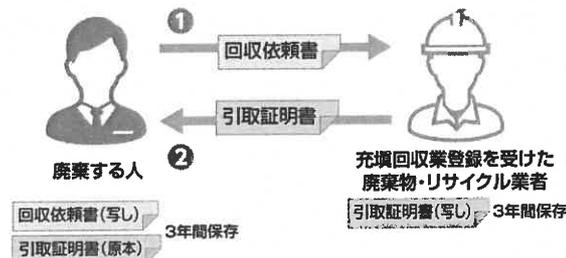
**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**① 引取証明書を受け取った場合**



**② 自らフロン類を回収する場合**



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



### 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

#### ★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模\*以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡  
それ以外の土地は3,000㎡

#### ★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について (届出する土地が和歌山市内の場合は対象外)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、県庁環境管理課 HP 及び電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。



【県庁環境管理課 HP】



【電子申請システム】

◇ 県庁環境管理課 HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

◇ 電子申請システム

<https://logoform.jp/form/WEVN/546398>

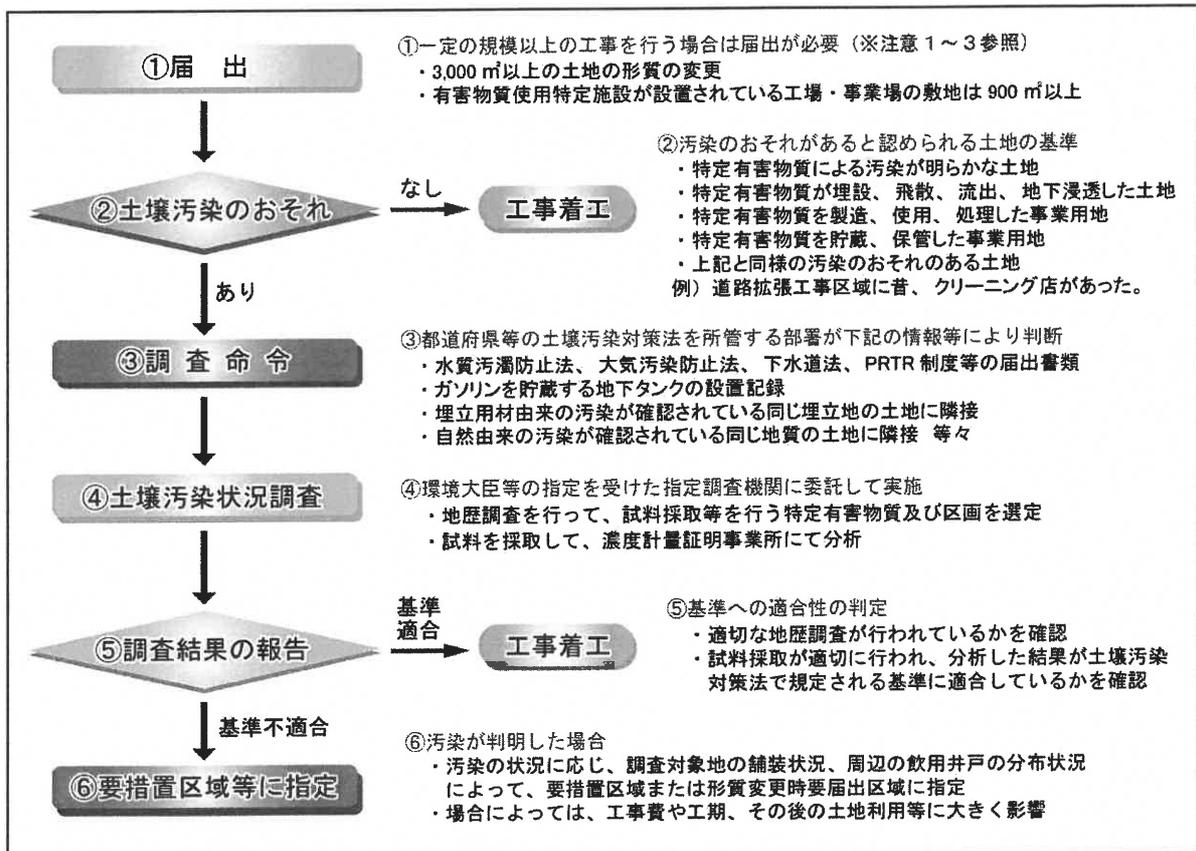
# 工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m<sup>2</sup>（又は 900 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

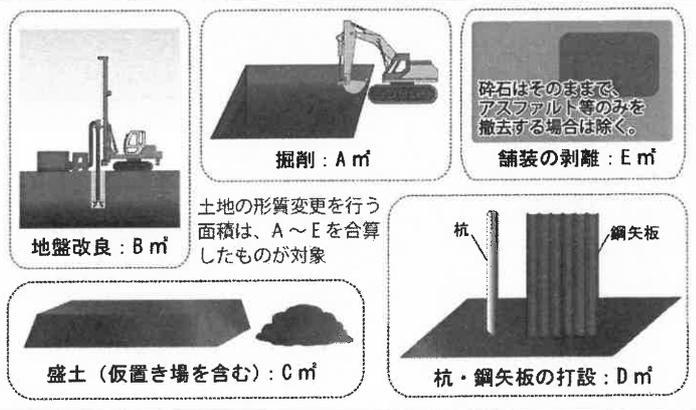
## <法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



### 注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

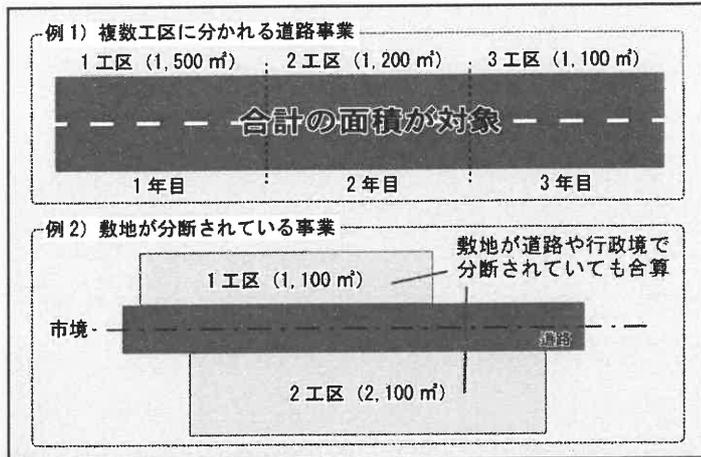
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



**注意 2 : 一体と見なすことができる工事は総面積でカウント**

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>  
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



**注意 3 : 対象外になる工事は 3 要件とも該当すること**

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

**未届事案を防止するための取組事例**

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



**<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>**

|                 |                       |                      |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 都市計画法（第 29 条関係） | 農地法（第 4 条、第 5 条関係）    | 騒音規制法（第 14 条関係）      |
| 建築基準法（第 6 条関係）  | 農業振興地域整備法（第 15 条関係）   | 振動規制法（第 14 条関係）      |
| 工場立地法（第 6 条関係）  | 宅地造成等規制法（第 8 条関係）     | 森林法（第 10 条、第 34 条関係） |
| 土地改良法（第 96 条関係） | 急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）    | 文化財保護法（第 93 条関係）     |
| 道路法（第 24 条関係）   | 自然公園法（第 20、21、33 条関係） | 地方自治体ごとの各種条例等        |

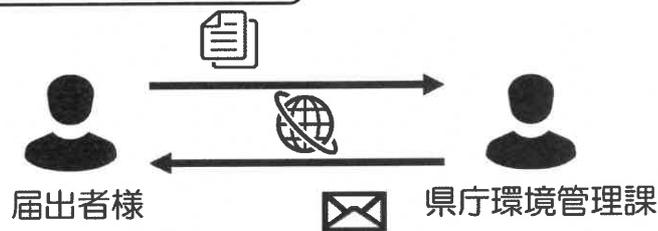
※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

# 土 壌 汚 染 対 策 法

## オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壌汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・ 和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・ 従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・ 紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

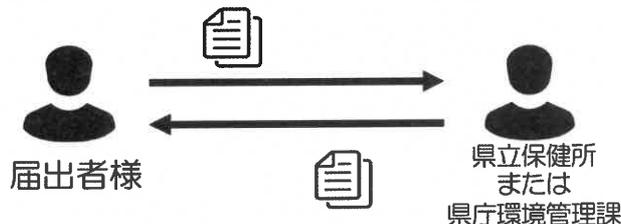
### オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・ 書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただきます。
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

### 紙媒体の手続きの場合



- ・ 書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。  
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。  
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受け付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

### 【手続きにおける注意点】

- ・ 紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
  - ・ 必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683

和歌山県環境管理課土壌汚染対策法ホームページ

URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

和歌山県電子申請システム

URL： <https://logoform.jp/form/WEVN/546398>



県庁環境管理課  
ホームページ



電子申請  
システム



# 人権チェックリスト

令和7(2025)年  
12月号

## あいサポート運動について知っていますか？



### あいサポート運動とは

さまざまな障害の特性や障害のある人が困っていること、必要な配慮などを理解し、ちょっとした手助けや配慮などを行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動で、和歌山県では平成28年から取り組んでいます。

### 1. あいサポーター研修

さまざまな障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人が「あいサポーター」です。

県ではあいサポーター研修を実施しています。「あいサポーター研修」の講師派遣は随時受け付けていますので、職場研修等での研修の実施をぜひご検討ください。詳細は障害福祉課のホームページをご覧ください。

### 2. 企業・団体の募集

あいサポート運動の趣旨を理解し、運動の推進に取り組んでいただける「あいサポート企業・団体」を募集しています。

あいサポート企業・団体に登録するためには、職場等であいサポーター研修を実施し、企業・団体認定を申請してください。

### 知っていますか？ヘルプマーク

外見からは障害や難病のあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるよう考案されたのが「ヘルプマーク」です。

県障害福祉課及び各振興局健康福祉部、一部の市町村窓口にて交付しています。



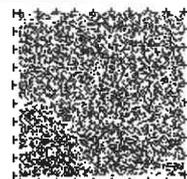
ヘルプマーク

### チェック☑

- 「あいサポート運動」の目的は、多くの人に障害について知っていただくことです。知っているからこそ障害を理解することができ、困っていることも分かります。みんなで誰もが暮らしやすい社会づくりに取り組んでいきましょう。
- ヘルプマークを利用している方を見かけたら、電車・バスの中では席を譲る、駅や商業施設等では見守る、声をかける、災害時は、安全に避難するための支援を行うなどの配慮をお願いします。

あいサポート運動についてのお問い合わせは  
県障害福祉課まで  
TEL：073-441-2530 FAX：073-432-5567  
HP：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/aisupport.html>

チェックリストについてのお問合せは  
県人権施策推進課まで  
TEL：073-441-2566 FAX：073-433-4540



## 2-⑧ 「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結して人権尊重への活動を一緒に進めませんか!

和歌山県人権施策推進課

### ◆対象は?

県内に事業所(支店等を含みます。)がある企業、NPO及びその他の団体です。

### ◆事業内容は?

次のいずれかの活動を実施している、又はこれから実施しようとする企業・団体等の皆さんと県が和歌山県人権尊重の社会づくり協定を結び、一緒になって人権尊重への活動を進めていくものです。

#### ①従業員等の人権意識高揚への活動

- (例) ・従業員等を対象とする定期的な研修の実施
- ・他機関が実施する人権研修や講演会等への参加支援
- ・広報誌、社内誌、電子掲示板等による人権啓発
- ・会議や朝礼を活用した人権啓発の実施

#### ②個別の人権課題に対する活動

- (例) ・従業員等の個人情報や顧客情報の保護
- ・定年延長や再就職の支援など高齢者の就労機会の確保への顕著な活動
- ・育児・介護休業を取得しやすく、復帰しやすい環境整備への顕著な活動
- ・女性が能力を発揮しやすくするための活動

#### ③その他人権尊重のための積極的な活動

- (例) ・人権啓発ポスター等の掲示
- ・人権相談担当者や人権相談窓口の設置
- ・人権啓発強調月間等の設定

### ◆協定を結ぶとどうなりますか?

#### ①企業・団体で人権研修を実施する場合に講師派遣を行います。(無料)

研修テーマ(一例)

○人権全般 ○ハラスメント(パワハラ・セクハラなど) ○障害のある人の人権

○同和問題 など

#### ②企業・団体の活動内容を県のホームページや情報誌などで広く紹介します。

#### ③人権に関する情報提供を行います。

「人権に関する行事やイベント等のお知らせ」や「人権チェックリスト」を電子メールなどでご提供します。

#### ④人権に関する活動の推進方法などについてご相談に応じます。

### 公益財団法人和歌山県人権啓発センター紹介

人権に関する情報の収集・提供及び人権啓発活動等の拠点です。

講師派遣や人権啓発DVDの貸出等を行っていますのでご利用ください。

HP: <http://w-jinken.jp/>



人権啓発センターキャラクター まぐ朗

#### 問い合わせ先

和歌山県人権施策推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1

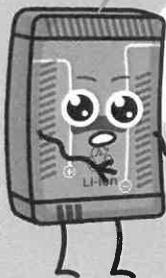
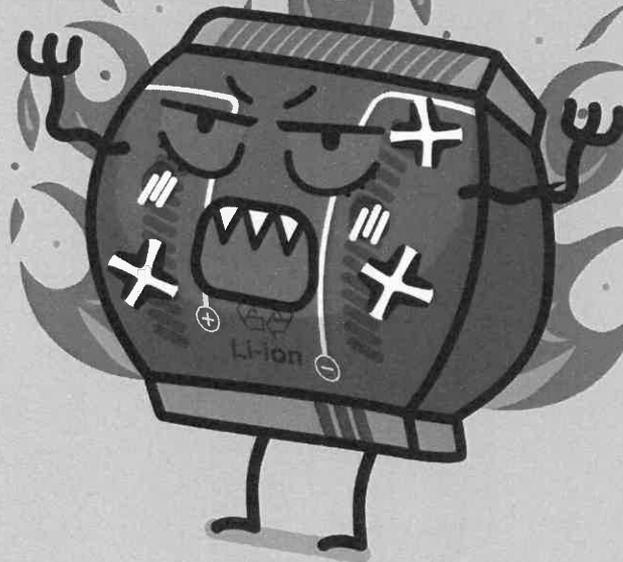
TEL:073-441-2566 FAX:073-433-4540

E-mail:e1102001@pref.wakayama.lg.jp

又は最寄りの振興局総務県民課までお問い合わせください。

# 事業者のみなさま 使用済みリチウムイオン電池は 分別して適切に排出してください

ぼくら本当に発火しちゃいますから！  
本当まじ勘弁だっつーの！



動画  
公開中



不要になったリチウムイオン電池・  
電池使用製品は、

**事業所・工場** 分別して、処理が可能な  
産業廃棄物処理業者に委託してください。

**ご家庭** お住まいの市町村のごみ  
捨てルールに従って、捨ててください。

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破碎・選別などの処理工程に混入すると発火することがあり、大変危険です。廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。



提供：独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)



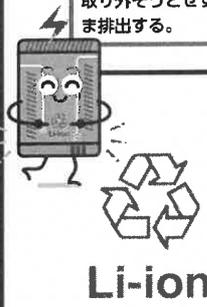
提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会



提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

このため、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、以下の点を守ってください。

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  |   |  |
| <p><b>無理に 外さない</b></p> <p>電池一体型の製品は、無理に取り外そうとせず、製品のまま排出する。</p> | <p><b>他の廃棄物と 混ぜない</b></p> <p>リチウムイオン電池・電池使用製品は、その他の廃プラスチックや金属くずと分ける。</p> | <p><b>めらさない</b></p> <p>雨や水にぬれない場所で保管する。</p> | <p><b>電池の端子部分を 露出させない</b></p> <p>電池を取り外はせずせる場合は、ビニールテープなどで端子部分を覆う。</p> |



### リチウムイオン電池・電池使用製品の判別方法

リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。



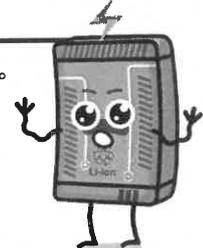
電池使用製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。

### リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例

|                       |                           |            |                        |             |                        |
|-----------------------|---------------------------|------------|------------------------|-------------|------------------------|
| <br>電動工具              | <br>コードレス家電<br>(充電式掃除機など) | <br>充電式投光器 | <br>トランシーバー            | <br>デジカメ    | <br>電話機<br>(固定・携帯・スマホ) |
| <br>ノートパソコン・<br>タブレット | <br>モバイル<br>バッテリー         | <br>加熱式たばこ | <br>電気シェーバー・<br>電動歯ブラシ | <br>ハンディファン | <br>おもちゃ               |

分別したリチウムイオン電池・電池使用製品は、処理が可能な廃棄物処理業者に委託してください。

# セーフリサイクル! リチウムイオン電池!



## 3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

### ◆令和7年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：令和7年8月21日（木）

場 所：和歌山城ホール4F 会議室1

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新入会員及び退会会員承認の件について

②第30回クリーンアップキャンペーン実施について

③和歌山県立産業技術専門学院視察会開催について

④収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロール実施について

⑤第11回親睦チャリティーゴルフコンペ開催について

⑥退職自衛官の求人登録について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、

16件の報告がありました。



### ◆令和7年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：令和7年11月26日（水）

場 所：和歌山城ホール4F 会議室1

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③令和8年新年交歓会開催について

④令和7年度県外視察研修会開催について

⑤「熊野鶯の森」イベント開催について

⑥事務所の新築移転について

⑦事務局の年末年始の業務について

⑧次回理事会の開催日程について

⑨その他

について協議のほか、

18件の報告がありました。



## 4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

### 4-① 「安全宣言書」の作成と掲示にご協力をお願いします

当協会では、(公社)全国産業資源循環連合会が令和5年度に策定した5か年計画である「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」達成に向け、「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画」を策定し、会員企業における安全衛生水準の向上を図っています。

当協会の労働災害防止計画における重点実施事項「全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う」ことを明確に示すため、第12回令和6年度通常総会で、労働安全衛生の最大目標である「労働災害ゼロ」を目指す協会としての「安全宣言」を行い、会員皆様の「安全」を推進するため、各事業所の安全衛生の基本方針を記載した『安全宣言書』の掲示にご協力いただいています。令和7年12月末現在、77会員事業所に掲げていただいております。協会全会員事業所に『安全宣言書』を掲げていただく様に取り組んでいます。

※『安全宣言書』は当協会で作成させていただきますので、未掲示の会員事業所様におかれましては是非ご連絡をお願いいたします。(TEL:073-435-5600 担当:森本)



# 安全宣言

## 【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

令和6年6月5日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨 徳裕



## 安全宣言

### 【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

#### 安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労健のコミュニケーションにより、職場の実情に合わせた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

和歌山県産業資源循環協会  
和歌山県和歌山市  
和歌山県産業資源循環協会の  
〒640-0201 和歌山県和歌山市  
和歌山県産業資源循環協会の  
和歌山県和歌山市

令和7年9月  
和歌山県産業資源循環協会  
代表取締役 須磨 徳裕



## 安全宣言

### 【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

#### 安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労健のコミュニケーションにより、職場の実情に合わせた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

和歌山県産業資源循環協会  
和歌山県和歌山市  
和歌山県産業資源循環協会の  
〒640-0201 和歌山県和歌山市

令和7年9月  
株式会社 和歌山県  
代表取締役 須磨 徳裕



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労協のコミュニケーションにより、職場の事情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労働災害防止計画推進  
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
和歌山県和歌山市  
代表取締役 和田 敏也  
令和7年12月  
株式会社 機械舎  
代表取締役 和田 敏也

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労協のコミュニケーションにより、職場の事情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労働災害防止計画推進  
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
和歌山県和歌山市  
代表取締役 寺本 岳也  
令和7年12月  
株式会社 専本工業  
代表取締役 寺本 岳也

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労協のコミュニケーションにより、職場の事情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

第3次労働災害防止計画推進  
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
和歌山県和歌山市  
代表取締役 大江 隼  
令和7年12月  
株式会社 ダイテ  
代表取締役 大江 隼

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 労協のコミュニケーションにより、職場の事情に応じた合理的な対策を講じます。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和7年12月  
三層産業 株式会社  
代表取締役 牧 敬剛

第3次労働災害防止計画推進  
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
和歌山県和歌山市  
代表取締役 牧 敬剛

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和7年12月  
町建設工業 株式会社  
代表取締役 藤本 秀之

第3次労働災害防止計画推進  
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
和歌山県和歌山市  
代表取締役 藤本 秀之

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和7年12月  
有限会社 南海産業  
代表取締役 井本 亮彦

第3次労働災害防止計画推進  
労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
和歌山県和歌山市  
代表取締役 井本 亮彦

※令和7年7月～令和7年12月までにお申込みいただいた分を掲載しています。

第3次労働災害防止計画推進標語

**労働災害ゼロ目指し  
まずはトップのキックオフ**

公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

## 4-② 令和7年度支部研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】

毎年1月に実施していた支部研修会を、本年は下記のとおり7月に開催いたしました。研修会では、和歌山県建築住宅課から、建物解体事業など廃棄物処理事業者に深く関わる「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」について、特別民間法人中央労働災害防止協会から、労働災害防止に向けた具体的な取り組みや、日常業務において意識すべきポイントなどについてご講演いただきました。また、研修終了後には受講者へ修了証およびCPDS受講証明書（3ユニット）を交付いたしました。

### ◇研修会開催スケジュール

| 支 部              | 日 時                             | 場 所                  | 参加者          |
|------------------|---------------------------------|----------------------|--------------|
| 紀南支部             | 令和7年7月23日（水）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 新宮市<br>（東牟婁振興局）      | 8名<br>（8社）   |
| 御坊・田辺支部          | 令和7年7月24日（木）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 上富田町<br>（上富田文化会館）    | 22名<br>（17社） |
| 紀北支部             | 令和7年7月30日（水）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 紀の川市<br>（粉河ふるさとセンター） | 19名<br>（15社） |
| 和歌山支部<br>海南・有田支部 | 令和7年7月31日（木）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 和歌山市<br>（プラザホープ）     | 27名<br>（20社） |

合計60社76名が受講されました。

### ◇研修会テーマ

#### (1) 「建築物等の解体工事」について

講師：和歌山県建築住宅課 建築指導班 主査 川口 直樹  
技師 池奥 和歩

#### (2) 「リスクは足元にある：今日からできる労働災害防止の実践策」

講師：特別民間法人 中央労働災害防止協会  
近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター 代表 森岡 郁晴



御坊・田辺支部



和歌山、海南・有田支部

#### 4-③ 令和7年度産業廃棄物処理現場担当者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】

8月29日(金)、和歌山城ホールにおいて、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的とし開催しました。(受講申込者87名)(公社)大阪府産業資源循環協会専務理事兼事務局長の龍野 浩一 氏を講師として招き、「廃棄物管理士講習会テキスト」に基づき、実際に産業廃棄物処理に携わる方々に、廃棄物の適正処理を行う者として、教養を深めていただきました。

また今回は、廃棄物処理法施行規則の改正(2027年4月1日施行)により、電子マニフェストの「処分終了報告(最終)」「最終処分終了報告」に入力項目が追加、必須となることについて「廃棄物処理法令の動向」として詳しい説明もしていただきました。

本研修は、継続学習制度(CPDS)として実施している研修会で、今後も、「廃棄物の適正処理」について、基礎的なことを繰り返し、新たなことを追加して学ぶという観点から、毎年行いますので、来年度もぜひ、継続した学習による知識習得のため多くの皆様にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

- ☆研修内容
- 9:50~10:00 開会あいさつ
  - 10:00~12:00 講義(法体系・定義と区分・事業者処理責任・処理基準・処理施設・帳簿・許可制度)
  - 13:00~16:00 講義(処理業者の責務・処理委託基準・管理票制度・措置命令・4月22日公布の改正事項・質疑応答)
  - 16:00~16:30 修了証・CPDS受講証明書交付

- ☆受講料
- 当協会会員 7,000円(税込)
  - 非会員 11,000円(税込)



## 4-④ 第30回クリーンアップキャンペーン

令和7年9月21日（日）に毎年恒例となっているクリーンアップキャンペーンを※わかやまごみゼロ活動として実施しました。

天神崎海岸（田辺市）での開催から煙樹ヶ浜（美浜町）での開催となって3回目を迎えた今回は、協会員及び会員ご家族、関係行政機関の皆さまなど、96名の方々にご参加いただき、ペットボトル、空き缶、ブイ等の海洋プラスチックごみを中心にごみ袋104袋分回収し、煙樹ヶ浜を綺麗にすることができました。休日の早朝にもかかわらずご参加いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後も継続してクリーンアップキャンペーンを実施してまいりますので、多くの会員の皆様にご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

※和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動を「わかやまごみゼロ活動」として認定しており、当クリーンアップキャンペーンが認定されています。



#### 4-⑤ 和歌山県立産業技術専門学院を視察

幅広い業種において人手不足が生じている中で、産業廃棄物業界も例外ではなく、少子高齢化が進行し、中小企業においても、デジタル化による労働生産性の向上やDX化による業務改革を進めるための人材等が強く求められており外国人労働者雇用を含む人材の確保は喫緊の課題となっています。

こうした中、和歌山県との協議の中で職業能力開発促進法に基づき設置された公共職業能力開発施設、和歌山県のものづくり分野で活躍するための基礎的な技能を有する人材育成を図る拠点である和歌山県立産業技術専門学院のことであり、9月24日（水）に和歌山産業技術専門学院（参加人数22名）、10月6日（月）に田辺産業技術専門学院（参加人数16名）で視察を実施し、後日、参加会員企業からの求人票の提出を行いました。



和歌山産業技術専門学院



田辺産業技術専門学院

#### 4-⑥ 退職自衛官への求人登録

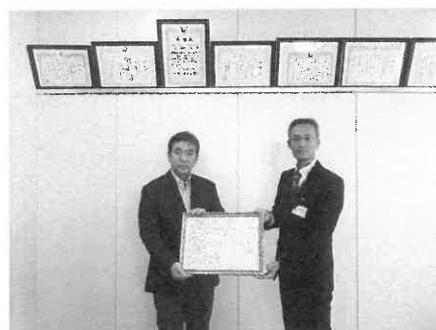
当協会では、自衛隊における定年退職者（若年定年制）、任期満了退職者等の再就職を斡旋する事業を行っている一般財団法人自衛隊援護協会にご協力頂き、9月上旬に各会員事業者から求人を募り、10月上旬に希望のあった会員企業の求人登録申請を行いました。

この事業は、各会員事業者の労働者不足の方策として、今後も継続して実施いたしますので引き続きご検討、ご協力をお願いします。（次回募集は令和8年3月予定）

#### 4-⑦ 和歌山県人権尊重の社会づくり協定の締結

この度当協会では、和歌山県の「わかやま人権パートナーシップ推進事業」に賛同し、令和7年10月16日に「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結、11月6日に手交式が行われました。

現在社会やSDGsにおいても人権問題は最重要項目であり、人権が尊重される豊かな社会の実現に貢献できるよう、人権啓発活動に取り組んでいきます。



## 4-⑧ 不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成17年度から実施している不法投棄防止巡回パトロールを本年も、※わかやまごみゼロ活動として和歌山市、かつらぎ町、田辺市の3か所で、不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を掲示した清掃用特殊車両やトラック等で実施し、不法投棄された廃棄物を回収可能な範囲で撤去しました。谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会の巡回パトロールが認定されています。

### 1. 和歌山市内一円

(1) 実施日：令和7年10月9日（木）

(2) 参加者：23名

|              |    |                |    |
|--------------|----|----------------|----|
| ㈱ヴァイオス       | 2名 | ㈱貴志安商店         | 2名 |
| ㈱玖保忠         | 2名 | ㈱坂口興業          | 1名 |
| 田中海運㈱        | 2名 | ㈱日ノ本組          | 1名 |
| ㈱目良建設        | 2名 | ㈱吉川ゼネラルソリューション | 2名 |
| 和歌山県循環型社会推進課 | 3名 | 和歌山市廃棄物対策課     | 4名 |
| 産業資源循環協会     | 2名 |                |    |

(3) 巡回コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山北高等学校西校舎付近（回収）→青岸エネルギーセンター（搬入）

(4) 使用車両：2tユニック1台、軽ダンプ3台、軽トラック3台、乗用車4台  
計11台

(5) 撤去した物：冷蔵庫、洗濯機、テレビ、石膏ボード、ソファ、タイヤ、蛍光灯、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ

(6) 撤去した量：2tユニック1台、軽ダンプ3台、軽トラック3台 計880kg

(7) 撤去場所等：和歌山北高校西校舎から森林公園の道沿い斜面の3か所

### 2. かつらぎ町周辺

(1) 実施日：令和7年10月16日（木）

(2) 参加者：27名

|       |    |          |    |
|-------|----|----------|----|
| 赤井工業㈱ | 5名 | SJリサイクル㈱ | 1名 |
|-------|----|----------|----|

|              |    |              |    |
|--------------|----|--------------|----|
| (株)大瀧商店      | 1名 | 紀北造園土木(株)    | 1名 |
| (株)共栄産業      | 2名 | 西洋環境開発(株)    | 2名 |
| (株)相互商会      | 1名 | 大栄環境(株)      | 2名 |
| (有)バックキーズ    | 2名 | (株)三高産業      | 2名 |
| 和歌山県循環型社会推進課 | 3名 | 橋本保健所        | 1名 |
| かつらぎ町環境課     | 1名 | 橋本周辺広域市町村圏組合 | 1名 |
| 産業資源循環協会     | 2名 |              |    |

- (3) 巡回コース：かつらぎ町役場→かつらぎ町平（回収）→かつらぎ町役場  
 ※廃棄物を積んでいる車両は解散後にエコライフ紀北（橋本周辺広域ごみ処理場）に搬入をしました。
- (4) 使用車両：3 tアームロール1台、2 tユニック1台、2 tダンプ1台、軽ダンプ1台、軽トラック5台、乗用車4台 計13台
- (5) 撤去した物：冷蔵庫、テレビ、スレート、便器、タイヤ、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ
- (6) 撤去した量：3 tアームロール1台、2 tユニック1台、2 tダンプ1台、軽ダンプ1台、軽トラック1台 計1, 785 kg
- (7) 撤去場所等：かつらぎ町平

### 3. 田辺市周辺

- (1) 実施日：令和7年10月23日（木）
- (2) 参加者：27名

|           |    |                      |    |
|-----------|----|----------------------|----|
| (株)尾花組    | 2名 | (有)柏木商店              | 2名 |
| (株)共栄建設工業 | 1名 | (有)クリーンセンター ケイ・エム・ケイ | 1名 |
| (有)国辰商事   | 1名 | (株)資源開発              | 1名 |
| (有)志場商店   | 1名 | 田辺工業(有)              | 2名 |
| (有)日置川清掃  | 1名 | (株)吉田組               | 3名 |
| (有)ワコー産業  | 3名 | 和歌山県循環型社会推進課         | 4名 |
| 田辺保健所     | 1名 | 田辺市環境課               | 2名 |
| 産業資源循環協会  | 2名 |                      |    |

- (3) 巡回コース：田辺市役所 → 中辺路町水上（回収）→ 田辺市下三栖（回収）→ 田辺市ごみ処理場（搬入）
- (4) 使用車両：2 tユニック1台、1 tトラック1台、軽ダンプ2台、軽トラック6台、乗用車5台 計15台
- (5) 撤去した物：がれき類、タイヤ、食洗器、廃プラ、木くず、金属くず、空き缶、ペットボトル、ガラスくず及びその他可燃ごみ
- (6) 撤去した量：1 tトラック1台、軽ダンプ1台、軽トラック2台 計1, 400 kg
- (7) 撤去場所等：中辺路町水上・田辺市下三栖の2ヶ所



和歌山市



かつらぎ町



田辺市

## 4-⑨ 第11回親睦チャリティーゴルフコンペ

令和7年11月13日（木）に南紀白浜ゴルフ倶楽部で親睦チャリティーゴルフコンペを開催しました。24社32名の方々にご参加いただき、当日は曇り空ではありませんでしたが雨に降られることもなく、和やかな雰囲気の中で交流を深めることができ、プレー終了後は、武田名誉会長にも参加いただき表彰式を行いました。



また、参加者の方々にチャリティー募金活動にご協力いただき、社会貢献事業として和歌山県下の各市町村に「車いすの寄贈」を行っています。

今後も皆様のご理解をいただき、協会会員親睦の一環として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。

○順位（5位以下は賞があった順位のみ）

|        |       |                  |       |        |                |
|--------|-------|------------------|-------|--------|----------------|
| 優勝(BG) | 小椋 孝一 | 小椋リビングクリーン(株)    | 20位   | 今井 幸世  | 榊山本スクラップ       |
| 2位     | 尾崎 一成 | (有)志場商店          | 23位   | 尾花 功   | 田辺市議会議員        |
| 3位     | 田中 長見 | (株)資源開発          | 25位   | 芋谷 好起  | (有)ワコー産業       |
| 4位     | 和田 年晃 | (一社)和歌山県産業資源循環協会 | 30位   | 鈴木 康介  | 榊吉川ゼネラルソリューション |
| 5位     | 井口 恵司 | 和歌山スチール協同組合      | 名誉会長賞 | 堀江 佳宏  | 榊吉川ゼネラルソリューション |
| 10位    | 田中 秀昭 | 田中海運(株)          | 会長賞   | 重松 志有人 | 赤井工業(株)        |
| 15位    | 西前 天貴 | 榊吉川ゼネラルソリューション   | BB賞   | 酒井 昭典  | (株)日ノ本組        |
| 17位    | 柏木 清次 | (有)柏木商店          | 当日賞   | 森 礼子   | 和歌山県議会議員       |

## 4-⑩ 「古座川町」に車いすを寄贈

当協会では平成19年から親睦チャリティーゴルフコンペ開催時にチャリティー募金活動を実施し、県下30市町村に「車いすの寄贈」を行っています。28回目となる今回は、令和7年12月12日（金）に北支部長（御坊・田辺支部）、柏木副支部長（紀南支部）、武田名誉会長、和田専務理事で古座川町役場を訪問し、大屋一成町長に車いすをお渡ししました。寄贈式では、町長より感謝のお言葉とお礼状を頂戴す



るとともに、当協会の活動内容や災害時における対応についてご説明させていただきました。町長からは、平成23年の紀伊半島大水害当時の被害状況や、災害時における役場の役割についてお話があり、老朽化が進む役場庁舎を来年度に建て替える予定であること、また災害発生時には協力をお願いしたいとお言葉をいただき、平時からの備えの必要性や初動の重要性について認識を共有させていただきました。

#### 4-⑪ 令和7年度安全衛生推進研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】

安全衛生のさらなる向上を目的として、令和7年度安全衛生推進研修会を開催しました。昨年から、「リスクアセスメント推進研修会」と「労働災害事例研修会」を合わせた形で、「安全衛生推進研修会」として和歌山と田辺の2会場で開催しています。本年の研修会では午前中に労働基準監督署から労働災害事例と安全対策についてご講演いただき、続いて当協会の安全衛生促進委員から現場におけるリスクアセスメントの重要性について説明を行いました。午後からは消防署の指導のもと、心肺蘇生法やAEDの使用方法を実技で体験しました。研修終了後には受講者へ当協会及び消防署の修了証、CPDS受講証明書(6ユニット)を交付いたしました。

|          |  |                                |
|----------|--|--------------------------------|
| 開催日時     | 令和7年12月4日(木)<br>午前9時30分から午後4時  | 令和7年12月11日(木)<br>午前9時30分から午後4時 |
| 開催場所     | 田辺会場<br>(上富田町：上富田文化会館)   | 和歌山会場<br>(和歌山市：和歌山城ホール)        |
| 参加者数     | 22社28名   | 26社37名                         |
| 研修内容及び講師 | <p>(1) 労働災害の発生状況及び防止対策について<br/>講師：(田辺会場) 田辺労働基準監督署<br/>安全衛生課 安全衛生係 石井 美宇<br/>(和歌山会場) 和歌山労働基準監督署<br/>安全衛生課 課長 渡辺 和利</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性</p> <p>(3) リスクアセスメントの基本と実施に向けて<br/>講師：安全衛生推進委員会 促進委員</p> <p>(4) 普通救命講習<br/>講師：(田辺会場) 田辺市消防本部田辺消防署上富田分署<br/>茨 進一、丸山 慶悟、宮井 仁志<br/>(和歌山会場) (一社) 和歌山市消防協会<br/>大野 和芳、山本 伸也、山本 正秀、<br/>門阪 直記</p> |                                |



田辺会場



和歌山会場

## 5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会青年部会活動

### 5-① 会議報告

#### ○令和7年度第3回役員会

開催日：令和7年10月2日（木）

場 所：協会会議室

- 議 題：（1）行政懇話会について  
（2）相互安全衛生パトロールについて  
（3）忘年会について  
（4）新入部会員について  
（5）その他

### 5-② 全国産業資源循環連合会青年部協議会

#### ○第15回カンファレンス

開催日：令和7年10月30日（木）

場 所：北海道自治労会館（北海道）

内 容：「つなげる。そして、つたえる。」をテーマに、前回のカンファレンスにおいて各部長が宣言した目標について、どのような取り組みを行い、どのような成果や課題があったのかなど意見交換が行われました。和歌山県青年部会から2名が参加しました。

### 5-③ 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック

#### ○会議報告

##### （1）令和7年度第3回幹事会

開催日：令和7年9月26日（金）

場 所：紀の川市民体育館（和歌山県）

議 題：＜決議・確認事項＞

- A) スポーツ交流会について（和歌山）
- B) その他

＜協議事項＞

- A) 移動幹事会について
- B) 今後の流れについて

## (2) 令和7年度第4回幹事会

開催日：令和7年11月27日（木）

場 所：（公社）大阪府産業資源循環協会

議 題：＜決議・確認事項＞

A) スポーツ交流会について（和歌山）

B) 全国大会について（大阪）

＜協議事項＞

A) 全国大会お疲れ様会について（京都）

B) 近畿ブロック総会について（和歌山）

## ○その他の活動

### (1) スポーツ交流会

開催日：令和7年9月26日（金）

場 所：紀の川市民体育館（和歌山県）

内 容：普段あまり接することのない近畿ブロック会員相互が一同に会しスポーツ（ソフトバレーボール）を通じて交流を図りました。和歌山県青年部会から11名が参加しました。

## 5-④ 青年部会活動について

私たち青年部会は、産業廃棄物処理業界の将来を担う若手経営者・実務担当者が集い、「業界の未来を創る」ための学びと交流を行う組織です。（一社）和歌山県産業資源循環協会及び産業廃棄物業界を担っていくものとして自覚を持ち、以下のような活動に取り組んでいます。

### (1) 研修会への参加

協会が開催する「支部研修会（P31）」、「安全衛生推進研修会（P39）」に多くの会員が参加し、日々変化する法制度や業界動向に対する理解を深めるとともに、現場で活かせる実践的なスキルの習得を図りました。

### (2) 和歌山県との連携

和歌山県が主催する「令和7年度和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会（P50）」に青年部会からも3名が参加し、各地域の自治体職員の方々と意見交換を行い、災害時における連携の重要性を改めて認識できる貴重な機会となりました。



(3) 労働安全衛生への取り組み

協会の安全衛生促進委員に青年部会員6名を選任いただき、「安全衛生推進研修会」で講師を担当しています。また「相互安全衛生パトロール」では青年部会員事業所をパトロール先の事業所として提供しています。



(4) 社会貢献事業

協会が開催する「クリーンアップキャンペーン(P33)」へ参加し、清掃活動に加え駐車場の整理や2tダンプで回収ごみを清掃センターへ搬入するなどの運営も行っています。



## 青年部会では、業界の未来を築く 新たな仲間を募集しています！

青年部会への加入につきましては当協会の会員企業（賛助会員を含む）に所属する、満18歳以上50歳未満の役員だけでなく従業員の方もご加入いただけます！



Young Group

青年部会は、今後も活動の場を広げ、協会運営等に積極的に参加し協会発展に尽力してまいります

青年部会員一同

年会費：¥18,000

問い合わせ：（一社）和歌山県産業資源循環協会青年部会 担当 森本

TEL：073-435-5600 FAX：073-424-5553

E-MAIL：wasanpai@sanpai.com

### 廃棄物業界を一緒に盛り上げましょう！

## 6 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

### 6-① 会議報告

#### ○第77回理事会（ハイブリッド開催）

開催日：令和7年7月8日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 副会長の選任について

第2号議案 地域協議会役員について

第3号議案 委員会委員及び部会運営委員の選任について

第4号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

＜協議事項＞

- ・賛助会員への加入の承認について
- ・令和7年度「第1回資源循環と環境を考える全国大会」（令和7年10月31日）の開催について
- ・今後の災害廃棄物対策に関する要望について
- ・環境省の来年度予算要求に関する事業について
- ・その他

#### ○第78回理事会（web 会議）

開催日：令和7年10月15日（水）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜協議事項＞（1）令和8年度「第2回資源循環と環境を考える全国大会」

（令和8年11月27日（金）鹿児島市）の開催について

（2）令和7年度全国正会員会長会議の開催について

（3）外国人育成就労・特定技能制度への参入に係る費用負担について

（4）今後の定時総会時における運営等の在り方について

（5）その他

#### ○女性部協議会「第4回 全国女性部会のつどい」

開催日：令和7年10月31日（金）

場 所：グランドメルキュール札幌大通公園

○第1回資源循環と環境を考える全国大会

開催日：令和7年10月31日（金）

場 所：グランドメルキュール札幌大通公園

出席者：会長他

○令和7年度全国正会員事業研修（web会議）

開催日：令和7年11月27日（木）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

出席者：事務局

研 修：「令和7年度公益法人改革について」

## 6-② 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第66回理事会（web会議）

開催日：令和7年10月15日（水）

出席者：会長（政治連盟理事長）

議 題：（1）政治連盟副理事長の選任について

（2）第27回参議院議員通常選挙の結果について

（3）令和7年政治連盟の活動について

（4）令和7年収支決算報告（中間報告）及び寄付金の支援状況について

（5）その他

## 6-③ 近畿地域協議会

○開催日：令和7年7月25日（金）

場 所：神戸ポートピアホテル（兵庫県）

出席者：会長、副会長4名、専務理事兼事務局長

議 題：（1）令和6年度決算及び令和7年度予算について

（2）令和7年度連合会表彰について

（3）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について

（4）次回開催

開催日時：令和8年2月25日（水）

開催協会：大阪府

（5）その他

## 7 会員ニュース

### 7-① 令和7年度「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」受賞について

この度、須磨徳裕会長が、産業廃棄物処理業の経営者及び当協会の役員として長年にわたり、社会貢献事業や環境保全の推進に積極的に取り組み、産業廃棄物業界の発展に寄与したご功績が認められ、令和7年度「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」（産業廃棄物関係事業功労者）を受賞されました。誠におめでとうございます。



#### ☆経歴☆

|       |    |                  |          |
|-------|----|------------------|----------|
| 平成24年 | 6月 | (社)和歌山県産業廃棄物協会   | 理事就任     |
| 令和2年  | 6月 | (一社)和歌山県産業資源循環協会 | 副会長就任    |
| 令和4年  | 6月 | (一社)和歌山県産業資源循環協会 | 和歌山支部長就任 |
| 令和6年  | 6月 | (一社)和歌山県産業資源循環協会 | 会長就任     |
| 令和8年  | 1月 |                  | 現在に至る    |

#### ☆賞歴☆

|       |     |                              |         |
|-------|-----|------------------------------|---------|
| 平成28年 | 6月  | 和歌山県環境生活部長感謝状（環境保全・廃棄物関係功労者） |         |
| 令和6年  | 5月  | 和歌山県知事表彰（環境衛生の向上）            |         |
| 令和6年  | 6月  | (公社)全国産業資源循環連合会              | 地方功労者表彰 |
| 令和7年  | 6月  | (公社)全国産業資源循環連合会              | 功労者表彰   |
| 令和7年  | 10月 | 環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労者）         |         |

## 7-② 令和7年度「中央労働災害防止協会緑十字賞」受賞について

この度、和歌山支部の株式会社紀洋 労働安全管理者チームが、長年にわたり労働安全衛生の推進に尽力され、その向上に多大な貢献をされたことが認められ、令和7年度「中央労働災害防止協会緑十字賞」を受賞されました。



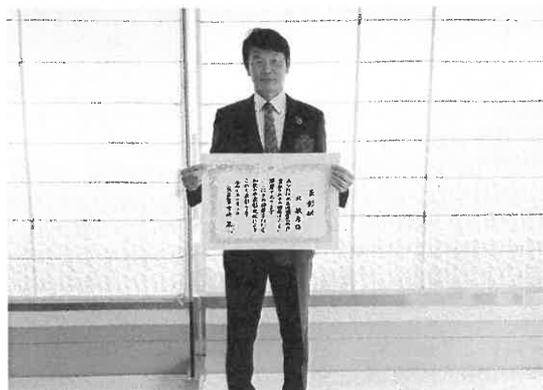
### ☆株式会社紀洋 労働安全管理者チーム 西前さんからのコメント☆

この度の大変名誉ある緑十字賞を頂戴し、誠に光栄に存じます。

弊社は総合港湾物流業務を担い「安全」「確実」「迅速」をモットーに労働安全衛生活動に取り組んで参りました。港湾荷役は玉掛・クレーン運転・船内作業など重機や設備も多岐にわたり、非常に高いリスクを抱えた作業環境ではありますが、「労働安全の確保」を最優先に考え、現場スタッフが中心となり安全作業指導書を基に、現場作業者に対して的確な指導や定期的な勉強会を行い、誰一人として労働災害に遭わないよう地道な活動を行ってきたことが評価され、社員一同日ごろの努力を評価していただいたことを喜んでおります。多くの先輩たちが築き上げたこの職場をより一層の技術の向上と誠意をもって安全な職場を構築し労働災害ゼロを目指してまいります。

## 7-③ 令和7年「和歌山県知事表彰」受賞について

この度、北敏彦副会長が協会会員として長年にわたり、社会貢献事業や環境保全の推進に積極的に取り組み、産業廃棄物業界の発展に寄与したご功績が認められ、令和7年「和歌山県知事表彰」を受賞されました。誠にありがとうございます。



### ☆経歴☆

|       |    |                   |               |
|-------|----|-------------------|---------------|
| 平成24年 | 6月 | (社) 和歌山県産業廃棄物協会   | 理事、御坊・田辺支部長就任 |
| 令和2年  | 6月 | (一社) 和歌山県産業資源循環協会 | 副会長就任         |
| 令和4年  | 6月 | (一社) 和歌山県産業資源循環協会 | 代表理事就任        |
| 令和6年  | 6月 | (一社) 和歌山県産業資源循環協会 | 紀南統括責任者就任     |
| 令和8年  | 1月 |                   | 現在に至る         |

### ☆賞歴☆

|       |     |                               |         |
|-------|-----|-------------------------------|---------|
| 平成29年 | 6月  | 和歌山県環境生活部長感謝状 (環境保全・廃棄物関係功労者) |         |
| 令和6年  | 6月  | (公社) 全国産業資源循環連合会              | 地方功労者表彰 |
| 令和7年  | 6月  | (公社) 全国産業資源循環連合会              | 功労者表彰   |
| 令和7年  | 10月 | 和歌山県知事表彰 (環境衛生の向上)            |         |

7-④ 県内初「特定技能」の資格を持つ外国人ドライバーを採用しました

令和7年9月に、和歌山支部の鳥羽運送株式会社が、県内では初めてとなる「特定技能」の資格を持った外国人トラックドライバー2人を採用しました。

【9月13日掲載 わかやま新報】

(日刊) わかやま新報

(平成5年7月19日第3種郵便物承認)

# 外国人ドライバー採用

## 鳥羽運送が「特定技能」で県内初



ドライバーとして採用されたギナンジャルさん②とスクマさん

**和歌山**  
物流業界で人手不足が深刻化する中、和歌山市直川の(株)鳥羽運送(鳥羽弘基代表取締役社長)は県内で初めて「特定技能」の在留資格を持つインドネシア人のトラックドライバー2人を採用。10日に行われた入社式で、鳥羽社長がギナン・ジャル・プディアントさん(28)、イプトウ・スクマ・マハディタさん(26)に辞書を交付した。

同社によると、運送業務に伴う時間外や、物流需要の急増が大きな課題になった。送業界は働き方改革で労働の上限規制適用などに伴う人材不足が続いているという。

「特定技能」は、国内で人材を確保することが困難な特定の産業分野で、人手不足を解消するために創設された在留資格。昨年、自動車運送業も対象になった。

在留資格を得るためには、日本語能力を証明する試験の合格、一般財団法人日本海運協会が実施する自動車運送業分野特定技能1号評価試験の合格、日本の自動車運転免許(第一種)が必要となる。今回、入社した2人は海外専門の人材

紹介会社、(株)GLO RY OF BRIDGE (出村康作代表取締役)の紹介で、正社員としての採用に至った。

ギナンジャルさんは以前、介護職員として勤務し、車通勤していた。大型トラックとすれ違う機会があり、トラックドライバーに憧れ、転

職を決意したという。「運転が好きなので大型に乗ってスキルアップしたい。日本で仕事の仕方を学び、いつか母国で技術を広めたいです」と話した。

スクマさんはこれまで建設業に就き、準中型の車両を運転していた。もともと車が好きだったことから、トラックドライバー挑戦への思いをう。

が募ったという。「アニメや車など、日本は好きなものが多いです。頑張って長距離を走りたい」と笑顔。

鳥羽社長は「外国人ドライバーを採用することが業界のPRになり、人材不足の解消につながれば。彼らには自分のビジョンを達成してほしいし、夢を追いかけてほしい。会社も援助するので、将来のために頑張ってもらいたい」と話した。同社は今後も外国人ドライバーの採用を予定しているという。

## 8 事務局だより

### 8-① 災害廃棄物処理に対する取り組み

#### 1. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結し、平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。

この経験から、災害時に発生した廃棄物（一般廃棄物）処理は、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年7月に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」を、平成27から令和2年にかけて8市20町1村と県との協定に基づく「覚書」を締結しています。

また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を締結しています。

#### 2. 災害廃棄物部会について

近年、日本各地で台風や豪雨、地震といった大規模な自然災害が頻発しており、平時からの備えが重要な課題となっています。

一昨年の能登半島地震では、被災地へ通じる道路が限られていたため、支援物資の搬送や救助活動が大きく遅れ、多くの住民が厳しい冬の避難生活を余儀なくされました。さらに、そのわずか9カ月後には線状降水帯による豪雨が奥能登地域を襲い、仮設住宅を含む多くの家屋が浸水被害を受けるなど、地域の復旧に大きな影響を及ぼしています。また、昨年12月8日には青森県東方沖を震源とする地震が発生し、八戸市では震度6強を観測、気象庁から初めて「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されるなど、全国的に災害への警戒が高まっています。

こうした状況を踏まえると、和歌山県も日本一の「半島地域」にし、地域が孤立しやすい、「半島地域特有の課題」を抱えており、今後30年以内に発生する確率が60～90%程度以上と予測される「南海トラフ巨大地震」や「東海・東南海・南海3連動地震」に対応できる体制づくりが必要です。

また、地震だけでなく台風や線状降水帯による豪雨などの大規模災害時に発生した災害廃棄物は一般廃棄物で各市町村の責務となることから、災害発生時に被災した行政機関と直接連携が図れる体制づくりが急務であり、各市町村との初動体制をいかに早くとれるかが重要であるとの思いから、「顔の見える関係」を構築できるよう取り組んでいます。

### 3. 令和7年度和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会への参加について

7月25日、みなべ町中央公民館において、和歌山県主催の「令和7年度和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会」が開催され、和歌山県職員19名、市町村職員30名、(一社)和歌山県清掃連合会4名、(一社)和歌山県一般廃棄物協会2名、当協会から8名が参加しました。

勉強会では、環境省近畿地方環境事務所より「大規模災害における災害廃棄物の処理～特に家屋解体の対応について～」をテーマに講義が行われ、近年の大規模災害で発生した災害廃棄物量や処理期間、家屋被害の状況、災害時に発生するごみの種類と特徴、発災時の廃棄物の処理フロー、公費解体への対応など、災害時の初動の実務に直結する内容が具体的に紹介されました。講義後は、参加者が10グループに分かれ、仮置場の選定や便乗ごみへの対応、資機材の確保、地元業者や関係団体との連携など、各自治体や関係団体が抱える課題や対策について意見交換を行いました。また、和歌山県に対して「住民参加型の訓練を県主導で実施してほしい」「珠洲市の職員を招いての勉強会は開催できないか」といった具体的な提案もありました。

和歌山県、各市町村の担当者と直接意見交換を行える非常に貴重な場であり、大規模災害発生時に向けた連携体制の強化や、平時からの準備の重要性を改めて共有する機会となりました。



### 4. 令和7年度和歌山県災害廃棄物処理に係る仮置場設置運営訓練への参加について

#### (1) 紀北地域訓練(有田地域以北)

和歌山県で初めてとなる「災害廃棄物処理に係る仮置場設置運営訓練」が、和歌山県循環型社会推進課の主催により、11月28日に紀北地域(青岸クリーンセンター及び青岸沖合埋立地)で、環境省職員、和歌山県職員、和歌山県災害廃棄物支援要員、有田地域以北の市町村職員など、多くの公共関係職員に交じり、関係団体及び当協会からも8名が参加し開催されました。午前中は、会議室において行政職員グループと関係団体グループの2班に分かれてグループワークを実施しました。行政グループでは、被災住民が片付けごみを直接搬入する「集積場」

について、関係団体グループでは「集積場」から搬入される「仮置場」における廃棄物の分別区分やレイアウトについて検討を行いました。分別区分については「土砂については専用の仮置場を設けるべきではないか」「生ごみなど、通常の廃棄物処分ルートで処理できるものについては、集積場に持ち込まれた時点で処理し、仮置場へは分別区分に無い品目の搬出は行わない」「事前にチラシ等で周知し、あらかじめ持ち込まれないようにする」「集積場から仮置場へ搬入する際は、荷下ろしがしやすいよう、トラックに整理して積み込んでもらう必要がある」といった意見が出されました。また、レイアウトについては、「仮置場への搬入時は軽トラック～3 tトラック程度だが、搬出時は10 tトラックなどの大型車両となるため、通路幅は広く確保すべき」「危険物や発火性のある廃棄物は、受付付近に配置した方が安全管理ができるのではないか」など、現場を想定した具体的な意見があり、活発な議論が行われました。午後からは屋外に移動し、検討したレイアウトに基づいて集積場・仮置場を設営、当協会が提供した3 tトラックや2 tトラック、各自治体の軽トラックなどを使用して、災害廃棄物に見立てた段ボールを搬入し、仮置場を運営する模擬訓練を行いました。模擬訓練では、机上では十分と考えていた動線が実際には狭かったり、表示が分かりにくいといった課題が明らかになるなど、現場で初めて気づく改善点が多く見受けられました。最後に仮置場に搬入した廃棄物を確認しながら振り返りが行われ、「便乗ごみの持ち込みなどのトラブルが想定されるため、仮置場の受付は行政が担う必要があるのではないか」「標示や標識は直感的に分かる工夫が必要」「災害時に入手困難となる物資は事前に確保の方法を考え、平時から自治体職員や関係団体が意識を共有しておくことが重要」といった意見も出されました。



## (2) 紀南地域訓練（日高地域以南）

紀北地域に引き続き、12月25日に紀南地域（印南町防災福祉センター及び若もの広場）で、環境省近畿地方環境事務所の主催による「災害廃棄物処理に係る仮置場設置運営訓練」が、環境省職員、和歌山県職員、和歌山県災害廃棄物支援要員、日高地域以南の市町村職員など、多くの公共関係職員に交じり、関係団体及び当協会からも8名が参加し開催されました。午前中は、会議室において4

班に分かれ、災害時に仮置場で受け入れる災害廃棄物の分別区分やレイアウトについて、市町村職員を中心に検討を行いました。分別区分やレイアウトについては「発火性のある木くずと燃えやすい可燃物は、隣合せに配置しない方がよいのではないか」「畳や布団、カーペットなどは早い段階で排出され、量も多いと想定されるため、広めにスペースを確保した方がよいのではないか」など、さまざまな視点から意見が出されました。午後からは屋外に移動し、検討したレイアウトに基づいて仮置場を設営、当協会が提供した2tトラック、各自治体の軽トラックなどを使用して、災害廃棄物に見立てた段ボールを搬入し、仮置場を運営する模擬訓練を行いました。模擬訓練では、机上では十分と考えていた動線が実際には狭かったり、搬入車両が廃棄物をどこで降ろせばよいのか把握できず、渋滞が発生するなど、現場で初めて気づく改善点が多く見られました。模擬訓練終了後は会議室に戻り、訓練の振り返りが行われ「仮置場搬入車両に受付でレイアウト図を渡すのがよいのではないか」といった意見も出されました。



### (3) 振り返り

今回、和歌山県で初めてとなる「災害廃棄物処理に係る仮置場設置運営訓練」に参加させていただき、仮置場にはかなり大きな場所が必要で、搬入搬出における利便性を考慮し、候補地を決めておくことの重要性を改めて認識しました。また、机上訓練だけでは気づきにくい課題や改善点を、実際の訓練を通じて、自治体職員の方々と共有することができ、平時から仮置場の候補地を整理し、分別区分やレイアウトを検討しておくことが重要であると再認識する機会となりました。今後も当協会では、関係行政と積極的に交流を深め、「顔の見える関係」を築けるよう取り組みます。

## 8-② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2025年度は、【オンライン形式】と【対面形式】で開催されます。

### 【オンライン形式（午前・午後）】

会社やご自宅から事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する2段階形式の講習会です。

### 【対面形式】

下記日程に記載した会場で「講義」と「修了試験」を受ける対面の講習会です。

申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

### オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表

|           | 新規講習会                        |                 |                         |                         | 更新講習会                                  |         | 特別管理産業廃棄物管理責任者                              |
|-----------|------------------------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|--|---------|---|
|           | 産業廃棄物<br>収集運搬課程              | 産業廃棄物<br>処分課程※1 | 特別管理<br>産業廃棄物<br>収集運搬課程 | 特別管理<br>産業廃棄物<br>処分課程※2 | 収集運搬課程                                 | 処分課程※3  |   |
| オンライン     | 25,300円                      | 39,600円         | 37,400円                 | 56,100円                 | 16,500円                                | 20,900円 | 13,200円                                     |
| 対面        | 29,700円                      | 48,400円         | 46,200円                 | 68,200円                 | 19,800円                                | 24,200円 | 13,750円                                     |
| R7年<br>1月 | 兵庫:20(前)<br>和歌山:<br>29(前)    |                 | 大阪:14(後)                | 大阪:14(前)                | 大阪:15(前)<br>兵庫:21(前)<br>和歌山:<br>28(対面) |         | 兵庫:20(後)                                    |
| 2月        | 大阪:<br>17~18(対面)<br>京都:26(前) |                 | 京都:26(後)                | 京都:26(後)                | 兵庫:17(対面)<br>京都:27(前)<br>奈良:27(後)      |         | 兵庫:<br>18(前・後)<br>京都:<br>25(対面)<br>奈良:27(前) |
| 3月        | 大阪:5(後)                      |                 |                         |                         | 大阪:6(前)                                |         | 大阪:5(前)                                     |

※1 新規処分課程に追加して新規収集運搬課程を受験することができます。

※2 新規特管処分課程に追加して新規特管収集運搬課程を受験することができます。

※3 更新処分課程に追加して更新収集運搬課程を受験することができます。

詳細は講習会主催者のJWセンターホームページ<https://www.jwnet.or.jp>をご覧ください。

## 8-③ 電子マニフェスト処分業者向け項目追加説明会

廃棄物処理法施行規則の改正（2027年4月1日施行）により、処分業者が行う電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加されます。

処分業者の皆様が改正に円滑に対応いただけるよう、制度の仕組みや改正に伴うシステムの変更利用方法等についての説明会を開催します。

### 【和歌山会場】

開催日時 令和8年5月19日（火） 午前の部 10時～12時 午後の部 14時～16時

※午前・午後とも、同じ内容のものです。

会場名 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

参加費 無料

定員 各150名 満員になり次第締切

申込方法 JWセンターホームページからのWeb申込み

※詳細はJWセンターホームページ<https://www.jwnet.or.jp>をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

**産業廃棄物処理業の許可の  
更新時期にご注意ください**

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年(優良認定業者は7年)です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

- 当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。  
他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。
- 更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- 許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。  
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。
- 和歌山県・和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>

## 8-⑤ 新入会員の紹介

令和7年に入会された新入会員をご紹介します！

### 正会員

(株)ユウシン(代表者名 信貴 勇希)

〒596-0817 岸和田市岸の丘町 2-2-15 TEL 072-489-3051

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000201074

特管収運業 県 03050201074

新規入会させていただきました株式会社ユウシンの信貴です。収集運搬も行いますが主にタンク清掃や作業を中心としており、若い世代が夢を持てる、そんな業界にしたいと思いい日々取り組んでおります。今後ともよろしくお願いたします。



紀の川運輸(代表者名 竹中 優)

〒649-6213 岩出市西国分 100-1 TEL 0736-67-7755

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03001204175

この度、入会させていただきました紀の川運輸株式会社です。弊社はお客様のパートナーとして共に成長する企業を目指し、これからの環境にあった安全輸送・安全作業に取り組んでまいります。



(株)セイシン・コーポレーション(代表者名 梅本 昌吾)

〒644-0031 御坊市野口 520-1 TEL 0738-32-1007

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03005244068

この度、ご縁を頂き新規加入させていただきました株式会社セイシン・コーポレーションです。弊社は一般貨物自動車運送事業、産業廃棄物収集運搬業を行っております。環境に配慮し、少しでもお客様のお役に立てるように、また地域貢献の出来る企業を目指して頑張っておりますので、よろしくお願いたします。



(株)第三港湾建設(代表者名 森鎌 保)

〒640-8015 和歌山市北新桶屋町 20 TEL 073-425-2337

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000141639

港湾土木を手掛ける株式会社第三港湾建設です。環境に配慮した施工を心がけ、地域の発展と協会の一員として貢献していく所存です。

**NANYOKAIHATSU  
GROUP**



(株)ショーエイサービス(代表者名 熊代 圭司)

〒640-8033 和歌山市本町 7-11-1 TEL 073-428-7771

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000116638

廃棄物収集運搬および設備・建物管理事業を通じ、地域の衛生・安全に寄与してまいります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



(株)丸和商会(代表者名 塩崎 和仁)

〒640-8251 和歌山市南中間町 77-1 TEL 073-422-2030

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000188582

この度、入会させていただきました株式会社丸和商会です。弊社は、主に建具工事・建築工事・土木工事を行っています。法令を厳守し持続可能な循環型社会への取り組みに日々努めてまいります。



田辺港輸入木材協同組合(代表者名 榎本 長治)

〒646-0011 田辺市新庄町 2827-5 TEL 0739-22-9789

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006104044

処分業 県 03026104044

この度、新規入会いたしました、田辺港輸入木材協同組合でございます。当組合はパーク堆肥の製造メーカーとして、木くず、植物性残渣、食品工業汚泥を中心に中間処理を行っております。環境に配慮し、持続可能な循環型社会の実現に向けて、微力ながらも貢献できるよう努めてまいります。これからも、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(株)清水(代表者名 和田 俊哉)

〒644-1111 日高郡日高川町船津 503 TEL 0738-54-0368

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03005153520

処分業 県 03025153520

この度、入会させていただきました株式会社清水です。弊社は土木工事をはじめ建築工事や解体工事をおこなっております。環境へ配慮した事業活動を通じ、地域社会の発展に寄与していきたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



---

エコマネジメント(株)(代表者名 阪口 宗平)

〒640-8326 和歌山市新留丁 185 TEL 073-422-6513

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000126779

市 07210126779

特管収運業 県 03050126779

処分業 県 03021126779

市 07220126779

この度、入会させていただきましたエコマネジメント株式会社です。弊社は主に動植物性残渣の中間処理を行っております。持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。今後ともよろしくお願いいたします。



## 8-⑥ 協会への入会の勧誘

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々  
が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、  
こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者  
の方々も会員として、入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

#### ○入会のメリット

##### 社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

##### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

##### 協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ現場担当者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

##### 産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

##### その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

#### ○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL：073-435-5600 FAX：073-424-5553

URL：<http://wakayama.sanpai.com> E-mail：[wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)

## 8-⑦ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

### 経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 許可番号および<br>許可の有効期間<br>(土木、建築に関する) | (例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号<br>和歌山県知事許可(般-11)第11111号<br><br>令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 会社名                               |   |
| 代表者氏名                             |   |
| 所在地                               |   |
| TEL 番号                            |   |
| FAX 番号                            |   |
| 経審の審査基準日<br>(直近の決算日)              | 令和 年 月 日  |
|                                   |   |

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨 徳裕 様

FAXでお申込みください。(FAX番号:073-424-5553)

全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

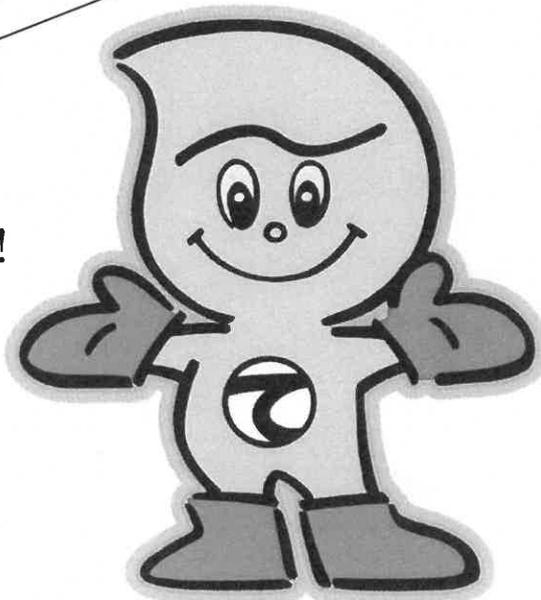
☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志(令和7年9月18日現在119名)による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくお願いたします。

全産連和歌山県地区政治連盟  
理事長 須磨 徳裕

てき丸くんからのお願い!



## 8-⑨ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

### [労働災害防止対策]

#### 1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

#### 2 廃棄物処理業(一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業)

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

## 「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハット」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1)収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2)中間処理 (3)最終処分  
 2 事故の型 (1)はさまれ (2)巻き込まれ (3)墜落 (4)転落 (5)転倒 (6)爆発 (7)火災 (8)衝突  
 (9)その他( )

|                      |   |
|----------------------|---|
| 会社名                  |   |
| 担当者名                 |   |
| 住所                   | 〒   |
| 連絡先                  | TEL                   —                   — |
|                      | FAX                   —                   — |
| いつ                   | 令和    年    月    日 (    時    分頃)             |
| どこで (発生場所)           |   |
| 何をしているとき(発生時作業内容)    |   |
| 何がどうした・どうなった (要因と結果) |   |
| 改善すべき事項(個人的・社内的)     |   |
| 改善した結果(効果)           |   |

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553  
 E-Mail wasanpai@sanpai.com

会員専用サイト『会員マイページ』及び『TOPICS』掲載一覧(令和7年7月～12月分)  
最新の情報を随時更新していますので、閲覧のほどよろしくお願いたします。

### 会員マイページ更新情報

- 12/24 ・(大阪出入国在留管理局からのお知らせ)「外国人と企業のための無料なんでも相談会 in 和歌山」開催のご案内
- 12/22 ・令和8年経済センサスー活動調査について
  - ・委託契約書に含まれるべき事項の追加について
  - ・「企業における人権」講演会のお知らせ
- 12/09 ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の全面施行について(通知)
- 12/02 ・「インターネットと人権」研修会のお知らせ
- 12/01 ・人権チェックリスト【2025年11月～12月号】
  - ・【和歌山労働局からのご案内】「事業主のみなさまへ 労働保険に加入していますか」
- 11/25 ・「カスタマーハラスメント対応セミナー」のお知らせ
- 11/17 ・産業廃棄物処理業の景況動向調査結果〔2025年7～9月期〕について
- 11/04 ・(CN関係)カーボンニュートラルの取組支援について
  - ・(環境省)有害廃棄物の情報伝達省令改正・WDSガイドライン(第3版)に関する説明資料について
- 10/15 ・物資の流通の効率化に関する法律(改正物流法)の施行について
  - ・「令和7年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)第10回」開催のご案内について
- 10/06 ・価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について【環境大臣メッセージ】
  - ・最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知・広報の実施等について
- 09/22 ・「下請法・下請振興法改正法の概要」に関する説明会の実施について
  - ・国民参加の森林づくりシンポジウムの開催について
  - ・令和7年度産業廃棄物処理実務者研修会について
- 09/09 ・令和7年度(第76回)全国労働衛生週間を迎えるにあたって 会長メッセージについて

- ・令和7年度産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策一覧について
- 09/04 ・令和7年度第2回混合廃棄物分科会の議事録について
- 08/12 ・産業廃棄物処理業の景況動向調査結果について
- 08/08 ・令和7年度（第76回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について
- 08/04 ・「地産地消型資源循環加速化事業」における補助事業者の3次公募について
- 08/01 ・令和7年度「近畿建設リサイクル表彰」候補者募集について
- 07/22 ・過去に製造販売されていた製品の一部に石綿の含有が確認された事案について
  - ・（低炭素関係）地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業の二次公募について
- 07/14 ・産廃振興財団令和8年度産業廃棄物処理助成事業について
  - ・（入札公告）令和7年度個人防護具等の再生処理等の廃棄物処理業務について
  - ・「産業廃棄物処理現場業務eラーニング講座（令和7年度）開講」のご案内
- 07/07 ・「産業廃棄物処理業の景況動向調査」ご協力をお願い

## TOPICS

- 12/15 古座川町に車いすを寄贈しました
- 12/15 令和7年度安全衛生推進研修会を開催しました
- 12/12 電子マニフェスト「処分業者向け 項目追加説明会」の開催について（ご案内）
- 11/28 令和7年11月の実施行事
- 11/27 令和7年度第3回理事会を開催しました
- 11/21 会長が令和7年度「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」を受賞されました
- 11/20 第11回親睦チャリティーゴルフコンペを開催しました
- 11/20 田辺市周辺「不法投棄防止巡回パトロール」の記事が紀伊民報に掲載されました
- 11/07 「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結しました
- 10/31 令和7年10月の実施行事
- 10/30 かつらぎ町周辺「不法投棄防止巡回パトロール」の記事が循環経済新聞に掲載されました
- 10/24 田辺市周辺「不法投棄防止巡回パトロール」を実施しました
- 10/17 かつらぎ町周辺「不法投棄防止巡回パトロール」を実施しました
- 10/14 副会長が令和7年和歌山県知事表彰を受賞されました

- 10/10 和歌山市内一円「不法投棄防止巡回パトロール」を実施しました
- 10/07 和歌山県立産業技術専門学院を視察しました
- 09/30 令和7年9月の実施行事
- 09/26 第30回クリーンアップキャンペーンの記事が紀州新聞に掲載されました
- 09/22 第30回クリーンアップキャンペーンを開催しました
- 09/01 令和7年度『産業廃棄物処理現場担当者研修会』を開催しました
- 08/29 令和7年8月の実施行事
- 08/27 機関誌「じゅんかん わかやま」VOL. 54（2025年8月号）発刊しました
- 08/22 令和7年度第2回理事会を開催しました
- 08/04 令和7年度紀北支部、和歌山、海南・有田支部研修会を開催しました
- 07/31 令和7年7月の実施行事
- 07/29 令和7年度紀南支部、御坊・田辺支部研修会を開催しました
- 07/02 第29回クリーンアップキャンペーンの記事がわかやま新報に掲載されました

# 9 情報コーナー

## 9-① 公益社団法人全国産業資源循環連合会からのお知らせ

2025年11月

### 委託契約書に含まれるべき事項の追加について

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

廃棄物処理法の改正に伴い、委託契約書の適正処理に必要な情報に関する事項が2026年1月1日に追加されます。

これに伴い、当連合会発行の「産業廃棄物処理委託契約書の手引（令和4年9月）」に掲載している委託契約書標準様式について、一部内容を追加します。また、あわせて「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（WDSガイドライン）関連の内容を変更します。

#### 【追加内容】

#### ①標準様式1～標準様式3の一部（下線部が追加内容）

|           |   |
|-----------|---|
| ○改訂条文     |   |
| 第3条第1項 カ  | 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項  |
| 第3条第1項 キ  | <u>委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u> |
| 第3条第1項 ク  | その他取扱いの注意事項   |
| (参考) 現行条文 |   |
| 第3条第1項 カ  | 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項  |
| 第3条第1項 キ  | その他取扱いの注意事項   |

#### ②標準様式4の「適正処理に必要な情報」の記載欄

産業廃棄物処理委託契約約款第3条第1項に基づく委託業務の内容(4)の「適正処理に必要な情報」の記載欄の記載項目の中に次の項目を追加する。

- ・第一種指定化学物質の有無、並びに当該物質の名称及び量又は割合

【変更内容】

① WDSガイドラインが新たに発行され、「第2版」から「第3版」となりました。これに伴い、標準様式に版の記載がある下記の箇所を読み替えてください。

- ・標準様式1 産業廃棄物収集・運搬委託契約書 第3条第1項/P6
- ・標準様式2 産業廃棄物処分委託契約書 第3条第1項/P12
- ・標準様式3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書 第3条第1項/P18
- ・標準様式4 産業廃棄物処理委託契約書 第3条第2項(1)/P27

② WDSガイドラインに含まれる「廃棄物データシート」(WDS)が下記のとおり、新しくなりましたので差し替えてください。

掲載 URL: <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

※環境省のサイトに移動します。

※エクセルファイルの形で使用できます。リンク先の「WDS様式(第3版)」からダウンロードしてください。

| ＜表頭＞   |  | 登録番号 |  |  |
|--|--|------|--|--|
| <p>1 廃棄物の名称</p> <p>2 廃棄物の発生工程</p> <p>3 廃棄物の種類</p> <p>4 特別管理産業廃棄物</p> <p>5 特定有害廃棄物</p> <p>6 廃棄物の組成・成分情報</p> <p>7 特別管理が義務付けられている廃棄物</p> <p>8 その他含有物質</p> |  |      |  | <p>1 廃棄物の名称</p> <p>2 廃棄物の発生工程</p> <p>3 廃棄物の種類</p> <p>4 特別管理産業廃棄物</p> <p>5 特定有害廃棄物</p> <p>6 廃棄物の組成・成分情報</p> <p>7 特別管理が義務付けられている廃棄物</p> <p>8 その他含有物質</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 9 | <p>有害性</p> <p>10 供給物の物理的・化学的性状</p> <p>11 品質安定性</p> <p>12 燃焼</p> <p>13 廃棄</p> <p>14 特別注意事項</p> <p>15 廃棄物の処理</p> <p>16 その他の情報</p> | <p>生成物質・有害物質(注1)(注2)(注3)</p> <p>有害性</p> <p>供給物の物理的・化学的性状</p> <p>品質安定性</p> <p>燃焼</p> <p>廃棄</p> <p>特別注意事項</p> <p>廃棄物の処理</p> <p>その他の情報</p> |
|---|---|---|

出典：環境省

| 月 | 日  | 主催・事業              | 場 所                  | 行 事 内 容                                       |
|---|----|--------------------|----------------------|---|
| 1 | 21 | 和産協:支部研修会          | 東牟婁振興局               | 令和6年度 紀南支部研修会                                 |
|   | 22 | 和産協:支部研修会          | 上富田文化会館              | 令和6年度 御坊・田辺支部研修会                              |
|   | 24 | 全産連:青年部協議会近畿ブロック   | 滋賀県                  | 令和7年賀詞交歓会                                     |
|   | 31 | 全産連:近畿地域協議会        | 京都府                  | 全国産業資源循環連合会近畿地域協議会                            |
| 2 | 3  | 和歌山県地区政治連盟:理事会     | 協会会議室                | 令和7年和歌山県地区政治連盟第1回理事会                          |
|   | 4  | 全産連:事務局責任者会議       | Web会議                | 令和6年度 全国正会員事務局責任者会議                           |
|   | 5  | 和産協:青年部会           | 働資源開発                | 令和6年度 第4回青年部会役員会                              |
|   | 6  | JWセンター:許可講習会試験     | 和歌山県勤労福祉会館<br>プラザホープ | 【午前】新規 収集運搬課程 【午後】更新 収集運搬課程                   |
|   | 7  | 和産協:新年交歓会          | ホテルアバローム紀の<br>国      | 令和7年新年交歓会                                     |
|   | 12 | 和産協:支部研修会          | 和歌山県勤労福祉会館<br>プラザホープ | 令和6年度 和歌山支部、有田・海南支部研修会                        |
|   | 13 | 和産協:支部研修会          | 粉河ふるさとセンター           | 令和6年度 紀北支部研修会                                 |
|   | 19 | 全産連:会長会議           | 東京都                  | 全産連全国正会員会長会議                                  |
|   | 19 | 全産連:政治連盟           | 東京都                  | 全国産業資源循環連合会政治連盟第23回代議員会                       |
|   | 19 | 全産連:政治連盟           | 東京都                  | 産業・資源循環議員連盟会議                                 |
|   | 19 | 和産協:常任理事会          | 協会会議室                | 常任理事会   |
|   | 19 | 和産協:理事会            | 和歌山城ホール              | 令和6年度 第4回理事会                                  |
|   | 21 | 和歌山県               | 和歌山県データ利活用<br>推進センター | 家庭用使用済み天ぶら油回収実証事業に係る関係者会議(第2回)                |
|   | 23 | 大阪協会:旭日単光章受賞お祝いの会  | スイスホテル南海大阪           | 大阪協会監事旭日単光章受賞お祝いの会                            |
|   | 26 | 和産協:許可講習会          | Web会議                | 2025年度 許可等講習会における事務取扱説明会                      |
|   | 27 | 和産協:県外視察研修(～2/28)  | 岡山県・兵庫県              | 令和6年度 県外視察研修会                                 |
| 3 | 3  | 環境省近畿地方環境事務所       | Web会議                | 大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会                        |
|   | 5  | 和歌山県地区政治連盟:総会      | 協会会議室                | 第16回全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟通常総会 |
|   | 10 | 田辺保健所              | 西牟婁振興局               | 令和6年度 災害廃棄物処理図上演習                             |
|   | 13 | 大阪協会:シンポジウム        | 大阪府                  | 「CE×CNでひらく新たな価値-脱炭素型資源循環が生み出す巨大マーケット-」        |
|   | 19 | 和産協:行政懇話会          | 酒直ビル                 | 令和6年度 行政懇話会                                   |
| 4 | 8  | 和産協:安全衛生推進委員会      | 協会会議室                | 令和7年度 安全衛生推進委員会                               |
|   | 17 | 和産協:青年部会           | 協会会議室                | 令和7年度 第1回青年部会役員会                              |
|   | 24 | 和産協:決算監査           | 協会会議室                | 令和6年度 決算監査                                    |
|   | 24 | 和産協:常任理事会          | 協会会議室                | 常任理事会   |
|   | 24 | 和産協:理事会            | 和歌山城ホール              | 令和7年度 第1回理事会                                  |
| 5 | 9  | 和産協:親睦チャリティーゴルフコンペ | 有田リソルゴルフクラブ          | 第10回親睦チャリティーゴルフコンペ                            |
|   | 27 | 大阪協会:ゴルフコンペ        | 天野山カントリークラブ          | 未来につなぐ資源循環ゴルフコンペ                              |
|   | 28 | 全産連:災害廃棄物委員会       | Web会議                | 全産連令和7年度 第1回災害廃棄物委員会                          |
|   | 30 | 全産連:青年部協議会近畿ブロック   | 大阪府                  | 令和7年度 通常総会                                    |
| 6 | 4  | 和産協:総会             | ダイワロイネットホテル和歌山       | 第13回通常総会                                      |
|   | 4  | 和産協:総会             | ダイワロイネットホテル和歌山       | 講演会「循環経済×産業廃棄物-変わる市場、変わる役割、求められる業者像-」         |
|   | 4  | 和産協:総会             | ダイワロイネットホテル和歌山       | 第13回通常総会 懇親会                                  |
|   | 4  | 和産協:青年部会           | ダイワロイネットホテル和歌山       | 令和7年度 第2回青年部会役員会                              |
|   | 4  | 和産協:青年部会           | ダイワロイネットホテル和歌山       | 第13回青年部会総会                                    |
|   | 11 | 大阪湾フェニックス          | フェニックスセンター和<br>歌山事業所 | 安全パトロール                                       |
|   | 17 | 和産協:訪問             | 和歌山県庁知事室             | 宮崎県和歌山県知事を訪問                                  |
|   | 19 | 全産連:青年部協議会         | 東京都                  | 第26回通常総会                                      |

| 月  | 日  | 主催・事業               | 場 所                     | 行 事 内 容                                     |
|----|----|---------------------|-------------------------|---|
| 6  | 20 | 全産連:総会              | 東京都                     | 第15回定時総会                                    |
|    | 22 | 和産協:クリーンアップキャンペーン   | 和歌山市                    | 第29回クリーンアップキャンペーン(浜の宮)                      |
|    | 27 | 和産協:車いす寄贈           | 高野町                     | 第10回親睦チャリティーゴルフコンペの車いす寄贈                    |
| 7  | 23 | 和産協:支部研修会           | 東牟婁振興局                  | 令和7年度 紀南支部研修会                               |
|    | 24 | 和産協:支部研修会           | 上富田文化会館                 | 令和7年度 御坊・田辺支部研修会                            |
|    | 25 | 全産連:近畿地域協議会         | 兵庫県                     | 全国産業資源循環連合会近畿地域協議会                          |
|    | 25 | 和歌山県                | みなべ町中央公民館               | 令和7年度 和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会                     |
|    | 30 | 和産協:支部研修会           | 粉河ふるさとセンター              | 令和7年度 紀北支部研修会                               |
|    | 31 | 和産協:支部研修会           | 和歌山県勤労福祉会館<br>プラザホープ    | 令和7年度 和歌山、海南・有田支部研修会                        |
| 8  | 5  | JWセンター:許可講習会試験      | 和歌山県勤労福祉会館<br>プラザホープ    | 【午前】処分課程 新規 更新 【午後】収集運搬課程 更新                |
|    | 6  | JWセンター:許可講習会試験      | 和歌山県勤労福祉会館<br>プラザホープ    | 【午前】特別管理産業廃棄物管理責任者                          |
|    | 21 | 和産協:常任理事会           | 協会会議室                   | 常任理事会                                       |
|    | 21 | 和産協:理事会             | 和歌山城ホール                 | 令和7年度 第2回理事会                                |
|    | 26 | 和歌山県                | 和歌山県自治会館                | 令和7年度 第1回和歌山県環境審議会廃棄物部会                     |
|    | 29 | 和産協:現場担当者研修会        | 和歌山城ホール                 | 令和7年度 産業廃棄物処理現場担当者研修会                       |
| 9  | 10 | 中央労働災害防止協会          | 大阪府                     | 令和7年度 中央労働災害防止協会緑十字賞表彰式(受賞者:憐紀洋 労働安全管理者チーム) |
|    | 21 | 和産協:クリーンアップキャンペーン   | 美浜町                     | 第30回クリーンアップキャンペーン(煙樹ヶ浜)                     |
|    | 24 | 和産協:視察              | 和歌山県立和歌山産業技術専門学院        | 和歌山県立和歌山産業技術専門学院視察                          |
|    | 26 | 全産連:青年部協議会近畿ブロック    | 紀の川市                    | 令和7年度 スポーツ交流会                               |
| 10 | 2  | 和産協:青年部会            | 協会会議室                   | 令和7年度 第3回青年部会役員会                            |
|    | 6  | 和産協:視察              | 和歌山県立田辺産業技術専門学院         | 和歌山県立田辺産業技術専門学院視察                           |
|    | 9  | 和産協:収集運搬部会          | 和歌山市内一円                 | 不法投棄防止巡回パトロール                               |
|    | 10 | 和歌山県                | ホテルアパローム紀の国             | 令和7年和歌山県知事表彰式(受賞者:北敏彦)                      |
|    | 11 | 田辺市                 | 紀南文化会館                  | 田辺市二十周年記念式典                                 |
|    | 15 | 全産連:政治連盟            | Web会議                   | 全国産業資源循環連合会政治連盟第66回理事会                      |
|    | 16 | 和産協:収集運搬部会          | かつらぎ町周辺                 | 不法投棄防止巡回パトロール                               |
|    | 23 | 和産協:収集運搬部会          | 田辺市周辺                   | 不法投棄防止巡回パトロール                               |
|    | 30 | 全産連:青年部協議会          | 北海道                     | 第15回カンファレンス                                 |
|    | 31 | 全産連:全国大会            | 北海道                     | 第1回資源循環と環境を考える全国大会                          |
|    | 31 | 全産連:全国大会            | 北海道                     | 令和7年度 環境大臣表彰式(受賞者:須磨徳裕)                     |
| 11 | 5  | (公財)和歌山県人権啓発センター    | 和歌山ビッグ愛                 | 同和運動推進月間特別講演会「部落差別を通して考える日常の中の差別」           |
|    | 6  | 和歌山県                | 協会会議室                   | 「和歌山県人権尊重の社会づくり協定書」手交式                      |
|    | 6  | (公財)和歌山県暴力追放県民センター  | 和歌山城ホール                 | 第34回暴力団追放県民・市民大会                            |
|    | 13 | 和産協:親睦チャリティーゴルフコンペ  | 南紀白浜ゴルフ倶楽部              | 第11回親睦チャリティーゴルフコンペ                          |
|    | 14 | 全産連:近畿地域協議会(~11/15) | 和歌山県                    | 令和7年度 近畿地域協議会事務局職員研修会                       |
|    | 26 | 和産協:常任理事会           | 協会会議室                   | 常任理事会                                       |
|    | 26 | 和産協:理事会             | 和歌山城ホール                 | 令和7年度 第3回理事会                                |
|    | 27 | 全産連:正会員事業研修         | Web会議                   | 令和7年度 全国正会員事業研修                             |
|    | 28 | 和歌山県                | 青岸クリーンセンター<br>青岸沖合埋立地   | 令和7年度 和歌山県災害廃棄物処理に係る仮置場設置運営訓練(有田地域以北)       |
| 12 | 4  | 和産協:安全衛生推進委員会       | 上富田文化会館                 | 令和7年度 安全衛生推進研修会(田辺会場)                       |
|    | 11 | 和産協:安全衛生推進委員会       | 和歌山城ホール                 | 令和7年度 安全衛生推進研修会(和歌山会場)                      |
|    | 12 | 和産協:車いす寄贈           | 古座川町                    | 第11回親睦チャリティーゴルフコンペの車いす寄贈                    |
|    | 25 | 和歌山県                | 印南町防災福祉センター<br>印南町若もの広場 | 令和7年度 和歌山県災害廃棄物処理に係る仮置場設置運営訓練(日高地域以南)       |

会員数（令和7年11月30日現在）

|         | 正会員数 |
|---------|------|
| 紀北支部    | 34   |
| 和歌山支部   | 79   |
| 海南・有田支部 | 30   |
| 御坊・田辺支部 | 59   |
| 紀南支部    | 21   |
| 合計      | 223  |

|    | 賛助会員数 |
|----|-------|
| 合計 | 14    |



## じゅんかんわかやま VOL. 55

令和8年1月

発行人 須磨徳裕  
企画・編集 和田年晃  
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会  
〒640-8150  
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>  
E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)  
印刷 和歌山県海南市築地6-24  
有限会社 かさい  
TEL 073-482-1647